

出水市エコツーリズム推進全体構想

令和 8 年5月

出水市エコツーリズム推進協議会

目次

第1章 エコツーリズム推進の目的と課題	1
1. エコツーリズム推進の背景と目的	1
2. エコツーリズムとは	2
3. 現状と課題	3
(1) 地域の現状	3
(2) エコツーリズム推進の現状と課題	12
4. エコツーリズムの推進方針	14
(1) 基本理念、基本方針	14
(2) 推進する地域	15
第2章 エコツーリズムの対象とする自然観光資源	18
1. 対象となる主な自然観光資源の名称、所在地、特性、利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項など	18
(1) 自然環境に係る観光資源	19
(2) 自然環境と密接な関連を有する風俗慣習や伝統的な生活文化に係る観光資源	23
2. 歴史・文化に係る観光資源	24
3. その他の観光資源の名称と所在地	27
第3章 エコツーリズムの実施の方法	28
1. ルール	28
(1) ルールによって保護する対象	28
(2) ルール設定の考え方及び適用する区域	28
(3) ルールの内容及び設定理由	29
(4) ルールの運用に当たっての実効性確保	31
2. ガイダンス及びプログラム	32
(1) 基本的な考え方と実施エリア	32
(2) 主なガイダンス及びプログラムの内容	32
(3) プログラムの実施主体	33
3. モニタリング及び評価	34
(1) モニタリングの対象と方法	34
(2) モニタリングに当たっての各主体の役割	35
(3) 評価の方法	35
(4) 専門家や研究者などの関与の方法	35
(5) モニタリング及び評価の結果の反映方法	35
4. その他	36
(1) 主な情報提供の方法	36
(2) エコツーリズムガイドなどの育成又は研鑽の方法	36
(3) 協議会関係者以外のエコツアー実施団体、新規参入事業者への対応	37
(4) ツアー実施団体等の関係者に対する積極的な意見収集	37

第4章 自然観光資源の保護・育成	38
1. 特定自然観光資源	38
2. その他の観光資源	38
(1) 自然観光資源の保護及び育成の方法	38
(2) 自然観光資源等に関する主な法令及び計画など	39
第5章 協議会の参加主体	40
第6章 その他エコツーリズムの推進に必要な事項	42
1. 環境教育の場としての活用と普及啓発	42
2. 他の計画等との関係及び整合	43
3. 農林水産業や土地の所有者等との連携及び調和	43
4. 地域の生活や習わしへの配慮	45
5. 安全管理	45
6. 全体構想の公表	45
7. 全体構想の見直し	45
付録	46
1. 自然観光資源等一覧及び自然観光資源等位置図	46
(1) 地域内に広く存在する資源（位置の特定が難しいもの等）	46
(2) 自然観光資源等一覧	46
(3) その他の観光資源	47
2. 適正な保全と利用のためのルール チェックリスト	49
(1) エコツアー実施団体向けルール	49
(2) 一般観光客向けルール	50

第1章 エコツーリズム推進の目的と課題

1. エコツーリズム推進の背景と目的

出水市は、ラムサール条約湿地に登録された「出水ツルの越冬地」をはじめとする多様な自然環境と生き物が存在するとともに、出水麓(いずみふもと) 武家屋敷群や戦争遺跡等をはじめとする歴史や文化も学べる観光地である。「出水ツルの越冬地」の存在は歴史的な人の営みとも関わりがあるとともに、ツルと地域・住民は長年にわたって共存をはかってきており、その取り組み成果がラムサール条約湿地の登録につながったともいえる。このように本市は長い年月にわたる「人と自然のつながり」、「自然と歴史・文化のつながり」を体感できる地域である。

ツルに限らず、多くの野鳥や自然植生、特徴ある地形地物や歴史文化のすべては、地域の自然や歴史を誇りに思い、大切に守り育ててきた市民の努力の賜物である。一方、高病原性鳥インフルエンザ等の侵入リスクや観光客のマナー違反により住民とのトラブルが発生するなど、現在の環境を維持・保全するには地域だけでなく来訪客も含め、地域内外そして国内外の関係者が、その大切さを実感し、ともに守り育てていく意識の醸成が不可欠といえる。

エコツーリズムは、地域の大切な資源を見るだけでなく、その背景にある地域の努力や共存する生活文化もあわせて体験し学ぶことにその意義がある。国においても、平成 19(2007)年に「エコツーリズム推進法」(平成 19 年法律第 105 号)を制定し、その推進に取り組んでいる。また国内各地で同法に基づくエコツーリズム推進全体構想が国の認定を受けるなど(2024 年9月現在、28 地域)、地域の自主的な取り組みも進んでいる。

本市においてもエコツーリズムの推進が、自然観光資源の保全・育成に寄与するだけでなく、それらと共存する生活文化の理解の促進、出水市で暮らすことの価値や魅力の向上を通じて、地域全体の活性化に寄与するものとする。

以上を踏まえ、「出水市エコツーリズム推進全体構想」(以下、全体構想)を策定し、エコツーリズム推進のための基本的な考え方と、保全と利用を両立するための取り組みについて記載し、今後の指針とする。

2. エコツーリズムとは

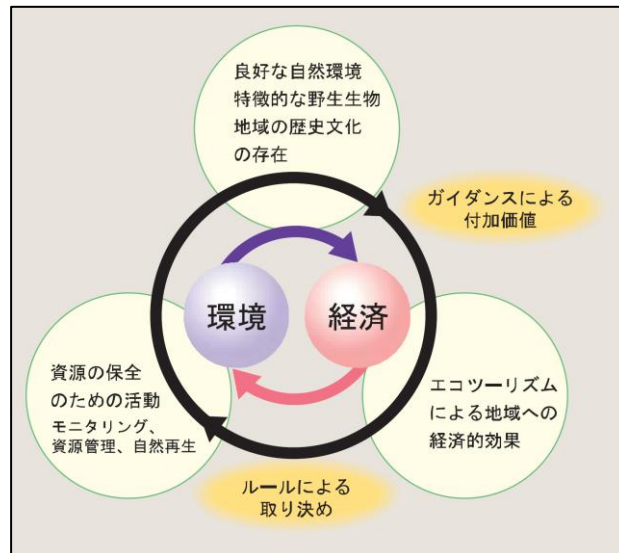
エコツーリズムとは、「地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光旅行者に伝えることにより、その価値や大切さを理解してもらい、環境保全につながっていくことを目指す仕組み」です。また、エコツーリズムの考え方に基づいて、自然や文化などの資源の保全に配慮しながら魅力を体験するプログラムをエコツアーと言います。

エコツーリズムは、1970年代後半に途上国で観光旅行者に森林などを見せることで、観光を環境保全のための産業に転換する考え方として始まり、その後、先進国でも持続的な観光振興を目指す概念として注目されるようになりました。住民自らが地域の資源の魅力（地域の宝）を発掘してその価値を認識し、観光旅行者に伝えることで新たな観光資源が生まれ、持続的な地域づくりにつながります。



(環境省パンフレット「さあ楽しもう エコツーリズム!」(2020年)より)

エコツーリズム推進法では環境と経済の効果的な循環を通じた「自然環境の保全」、「観光振興」、「地域振興」、「環境教育の場としての活用」を理念としており(法第3条及びエコツーリズム推進基本方針より)、エコツーリズムは出水市及び市民にとっても地域の自然環境の保全、活性化にとって最良の手段の一つであると考えられる。



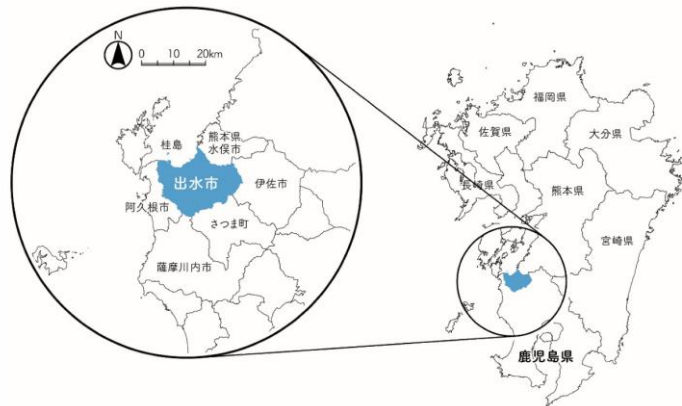
(環境省パンフレット「地球のためにできること。エコツーリズム推進ガイド」(2010年)より)

3. 現状と課題

(1) 地域の現状

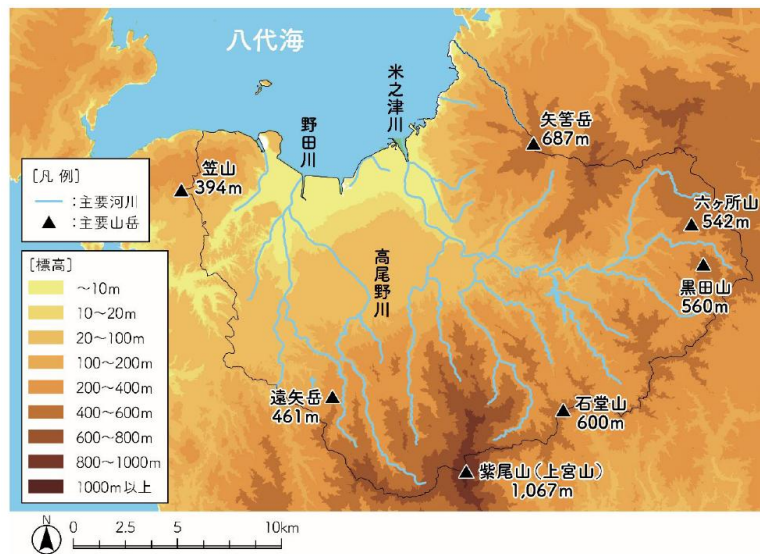
1) 地形・気候

出水市は鹿児島県の北西部、八代海（不知火海）に臨む場所に位置し、面積は329.98km²である。



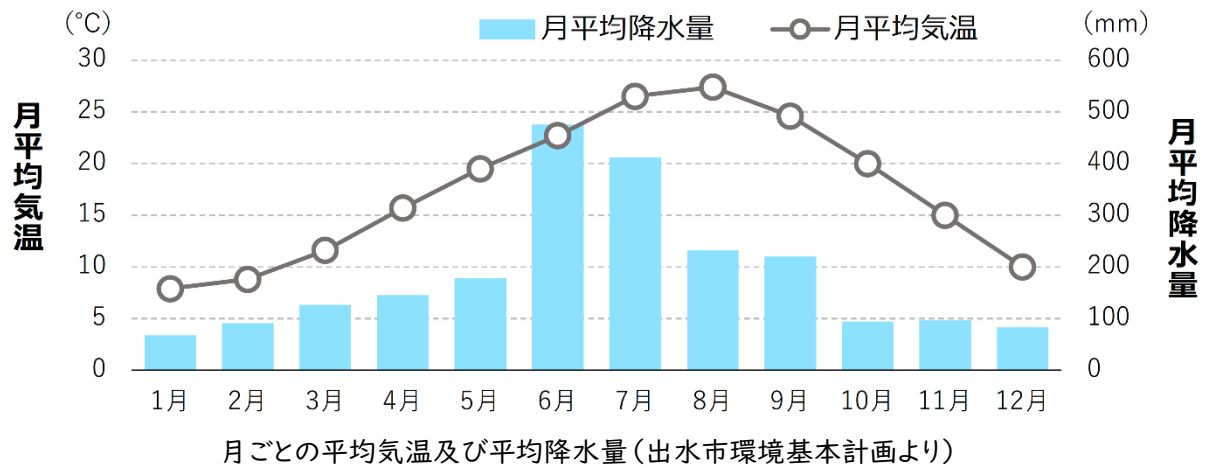
出水市位置図（出水市環境基本計画より）

本市は北東部の矢筈山系、東部の朝日岳山系、南部の紫尾山（しびさん）系によって三方を山地によって囲まれており、これらの山系から流れ出る米之津（こめのつ）川、高尾野川及び野田川とその支流が形成した扇状地と沖積平野をつくりだしている。一般に扇状地の先端部では山間部から伏流水となってくだつて湧き出る湧水が豊富である。本市西南部に広がる大野原町（扇状地）の地下水位は、深いところで地表面から約10m、浅いところで地表面から2~3mとかなり浅く、かつては扇端部のいたるところに湧水が見られた。“出水”という地名もこの湧水の豊かさに由来するという説もある。この湧水の豊富さも当地で干拓が積極的に進められた一因であると考えられる。これらの扇状地に伴う湧水の存在と干拓地の肥沃な土壌により、本市は県内有数の水田地帯となっており、それらが出水平野の景観を、ひいてはツルの越冬地を生み出しているといえる。



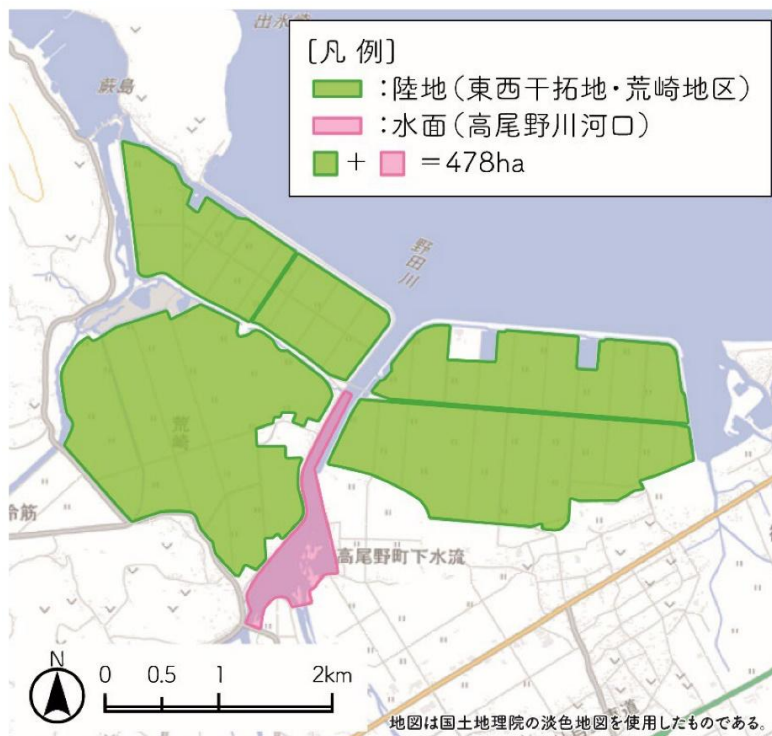
地形概略図（出水市環境基本計画より）

気候に関しては、年平均気温の平年値（1991～2020年の平均値）は17.5℃、年間平均降水量は2,223mm（平年値）である（下図参照。降水量はアメダス出水の値、気温は出水市に隣接する阿久根特別地域気象観測所の値）。気候は海洋型に属する北西部と、山地部であり内陸型の南東部の大きく2つに分けることができる。北西部の冬期は比較的温暖であるが、標高が500～1,000mである山地部は冬の冷え込みが大きく、夏期も冷涼である。



2) 自然環境

前述のように本市は三方を山に囲まれて、その麓には扇状地、沖積平野、干拓地、そして八代海が広がっており、面積の割に自然環境の多様性が大変高いことが大きな特徴である。その中でも本市の自然環境において特筆すべき点は高尾野川河口を中心にひろがる「出水ツルの越冬地」であり、令和3（2021）年にはラムサール条約湿地に登録されている。



ナベツル・マナヅル



越冬地の風景

ラムサール条約登録地 (出水ツルの越冬地)
 (出水市環境基本計画より)

登録湿地となったエリアのほとんどは 17 世紀に始まった干拓事業で造成された水田であり、これらは人工的な湿地ともいえる。登録湿地を中心に毎年 10 月から翌年 3 月まで、世界に生息するナベヅルの約 9 割、マナヅルの約 4 割が越冬するため渡来する。その他の種類のツルも含め渡来数と種類の多さは日本一といわれる。

渡来時期には、ツル観察を目的に多くの愛好家や観光客が本市を訪れている。出水ツルの越冬地は、食料生産の場として造成された農地（水田）であり、地域の営農家はツルとともに生活していると言っても過言ではなく、防疫措置、休遊地の設定、入域制限、鳥獣被害への対策など、出水ツルの越冬地を守り育てる取り組みを地道にかつ長年にわたって続けている。こうした自然環境の保全・育成については、営農家や地域住民だけでなく、本市を訪れる来訪者も一緒に取り組んでいく必要がある。

市内を流れる河川では溪流景観や甌穴（おうけつ）群の特異な景観がみられ、カスミサンショウウオ（県天然記念物）の生息地も存在している。湿地以外にも高川（こうがわ）ダム周辺など野鳥観察ができるスポットが存在し、絶滅危惧種のクマタカがみられ、森林環境には昆虫や野生動物が数多く生息する。

これらの豊かな自然環境を保全するため、市内にはラムサール条約に登録されたエリアのほか、県指定の鳥獣保護区が 2 箇所（後述）、紫尾山周辺が川内川流域県立自然公園に指定されている。

3) 動植物

ツル類が代表であるが、出水平野には、ガン・カモ類、シギ・チドリ類など多くの渡り鳥も渡来し、クロツラヘラサギや山地ではクマタカ等の絶滅危惧種も見られる。また日本で観察できる約 600 種類の野鳥のうち、約 300 種類の野鳥が観察できる国内有数のバードウォッチングのフィールドでもあり、本市内には県指定の高川鳥獣保護区及び出水小学校鳥獣保護区が指定されている。

哺乳類ではニホンジカ、イノシシ、タヌキ、イタチなどが、また昆虫類では分布の南限や南限に近いエゾハルゼミ、スギタニシジミ、ジャノメチョウやヒヨウモンチョウ類などが生息している。なお、国指定出水・高尾野鳥獣保護区内の高尾野川河口ではオキナワヒライソガニ、ヒメカノコガイといった希少種のほか、分布南限となるヒメトラフシャコ、クボミテッポウエビなどが確認されている。

植生面では、シイ・カシを主体とする常緑広葉樹林が潜在的な自然植生の地域であるが、山地部の多くはスギやヒノキの植林地となっている。紫尾山系や国見山系等に北薩地方の自然植生が局所的に残されている。1,000m を超える紫尾山系には一部にブナ林が見られるほか、シダの宝庫としても知られる。また矢筈山にはイスノキ林、出水平野の塩沼湿地には塩沼植生が見られる。市内にはクスノキやカシ類の巨樹・巨木も見られる。

4) 歴史・文化

出水という地名が初めて登場した記録が残るのは養老 4（797）年に成立した続日本紀である。10 世紀前半に書かれた「和名類聚抄（わみょうるいじゅしょう）」によると、山内、勢度、借家、大家、国形の 5 郷で出水郡が構成されていた。出水は、島津氏が南九州を支配する最初の拠点となった場所であるが、同時に出水は薩摩藩と熊本藩との藩境にあり、熊本藩からの侵入を防ぐために薩摩藩の重要な防衛拠点の位置にある。

薩摩藩は各地に「外城（とじょう）」と呼ばれる地方支配の拠点を設置しており出水もその一つである。「外城」では武士が政務や地方警護を担っていたが、彼らの住居と陣地を兼ねた町は「麓」と呼ばれ、藩内には約 100 か所存在したと言われている。その中でも前述のように防衛上重要な場所であった出水麓の「外城」は、藩内で最初に築かれ、規模も最大であったと言われており、これが薩摩藩最大規模の武家屋敷群「出水麓」が形成された経緯となっている。

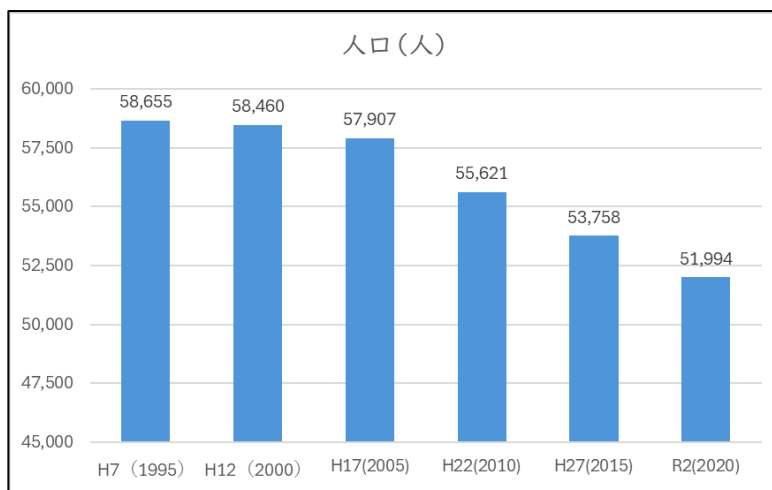
この防衛拠点となる町、人々の食、暮らしを支えるために多くの田が必要となる。そのために出水では積極的に干拓が行われ、その干拓地が現在ツルの越冬地となっている。かつて、九州全体に生息していたツルだが、他地域では生息地の田や湿地の開発、農地の圃場整備、狩猟によりツル類は急激に減少した。一方で出水ではツルの渡来が歓迎され、食害対策の給餌などで温かく受け入れてきた。これらの歴史を踏まえると、防衛拠点としての発展とツルに対する出水の人々の思いがツルの越冬地の保全を支え、ひい

てはラムサール条約湿地の登録につながったと言える。

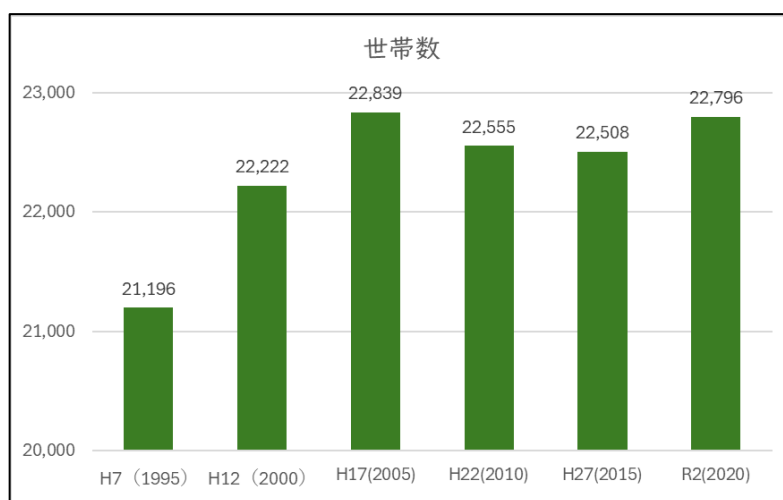
自治体としての出水市は、明治 22(1889)年に上出水村、大正6(1917)年に出水町、昭和 29(1954)年に米ノ津町、大川内村と合併して出水市として発足した。その後平成 18(2006)年に旧高尾野町、旧野田町が合併して現在の「出水市」が誕生した。

5)人口

本市の人口は年々減少傾向にあり、世帯数については近年、増加から横ばい傾向となっている。

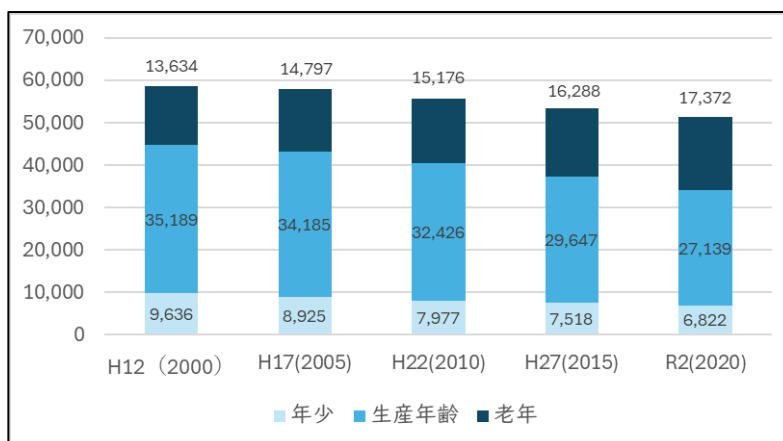


人口の推移(国勢調査より)



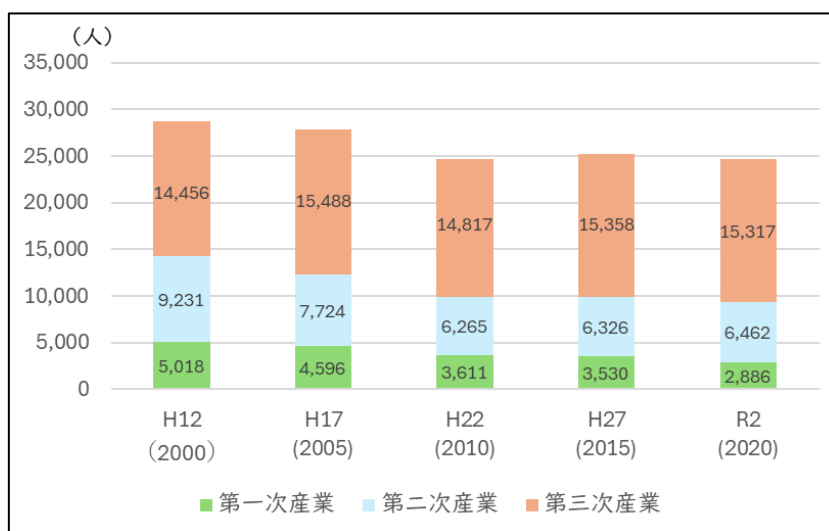
世帯数の推移(国勢調査より)

年齢 3 区分で見ると、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）は減少し、老年人口（65 歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいる。



年齢3区分別人口の推移（国勢調査より）

産業別就業人口では、第一次産業は減少を続けており、第二次産業は 10 年前に減少が微増に転じている。第三次産業はほぼ横這いである。



産業別就業人口の推移（国勢調査より。分類不能は除く）

少子高齢化は第一次産業の担い手不足、集落コミュニティの維持に大きく影響していると考えられる。出水ツルの越冬地はじめ、多くの自然環境資源は適切な手入れによる環境の維持・保全が必要であり、人口減少傾向の緩和、集落コミュニティの維持を図るためにも地域の活性化が不可欠である。

6) 農林水産業

本市の豊かな自然環境の恵みにより多様な農林水産物が生産・産出されている。農業では稲作をはじめ、野菜、果樹、畜産、植木・緑化樹等が生産されているが、少子高齢化とあまって、第一次産業である農林水産業の就業人口は減少の一途をたどっている。第一次産業の担い手不足は深刻であり、集落コミュニティの維持にも影響している。特に出水ツルの越冬地は農地であり集落の一部であることから、その影響が懸念される。

出水市のツルとの共存には、その理念を継承するとともに、安全安心な生活を維持していくための取り組みや営農家だけでなく地域で生活する上での防疫をはじめ地域環境の保全は不可欠であり、特に越

冬期の入域に関するルールの遵守が必要である。特に出水市の特産品として鶏肉・鶏卵があり、なかでも鶏卵については令和元(2019)年と2(2020)年の2年連続で産出額が日本一となっていることから重要な課題である。

本市の森林面積は約2万1千haで、市の総面積の約64%であり、民有林における人工林率は約70%と高い。木材価格の低迷が続いており、林業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

水産業については沿岸漁業とノリ養殖業が主体であり、クルマエビ、ヒラメ等の種苗放流、栽培漁業の展開と、体長による採捕制限や網目規制等による管理型漁業の実施、ノリ食害対策を実施している。しかし、水産資源の減少や魚価の低迷、燃料費などコストの増大、漁業従事者の高齢化や後継者不足など厳しい状況が続いている。

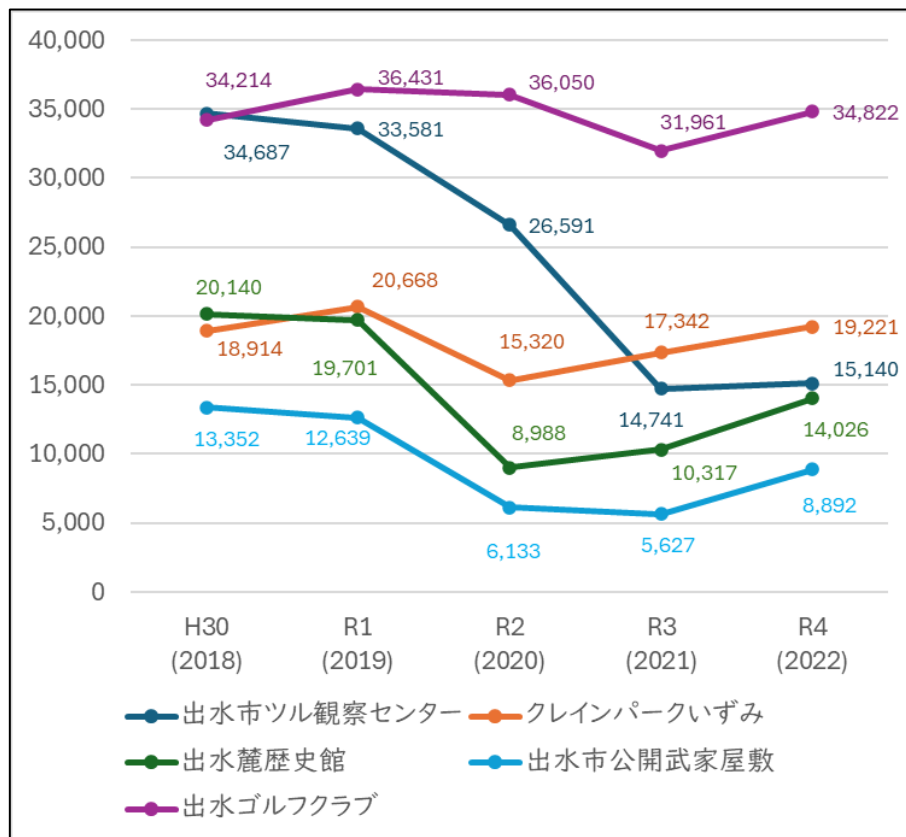
7) 経済循環

ツルをはじめ、「自然と共存する暮らし」は出水市のライフスタイルのキーワードであり、長年にわたって地道に続けてきた暮らしがあつてこそといえるが、人口減少や少子高齢化の中で、その持続・継続が危ぶまれている。出水市ならではのライフスタイルは「シビックプライド(地域や自治体に対する住民の誇りや愛着、地域社会に貢献する意識)」として注目すべき点ではあるが、経済的にも安定した暮らしとの両立も不可欠である。

市内での経済循環を好転させていくには、自然資源や文化資源などの地域資源を保全・活用した農林水産業やいわゆる6次産業化などの育成をすすめ、エコツーリズムと連携していくことが効果的と考えられる。

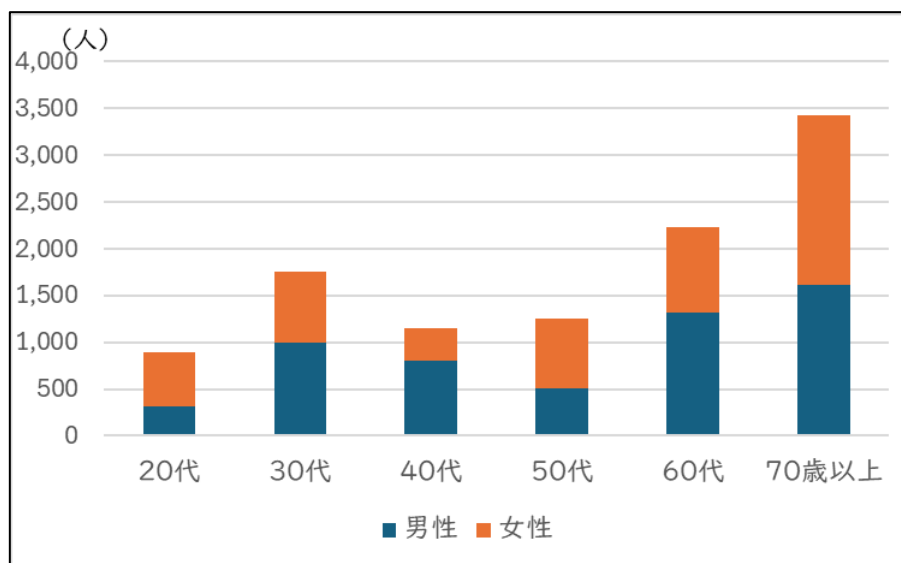
8) 観光

本市の主要施設における入込客数はコロナ禍後に回復傾向が見られるものの、ツル観察センターの入込み客数は減少が顕著となっている(本項目内の図表は出水市観光基本計画(令和6(2024)年3月より引用)。



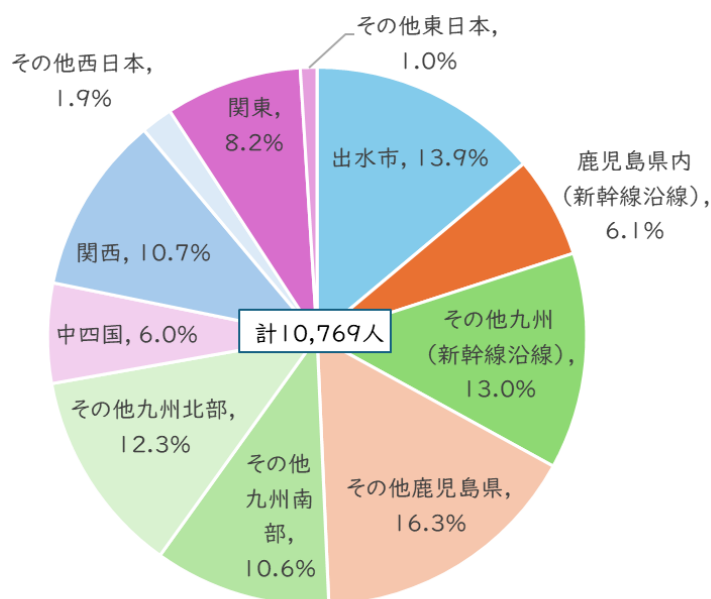
主要施設入込客数(人)の推移

ツル観察センター来訪者(国内客)の年代別属性は60歳以上が多くを占めている。



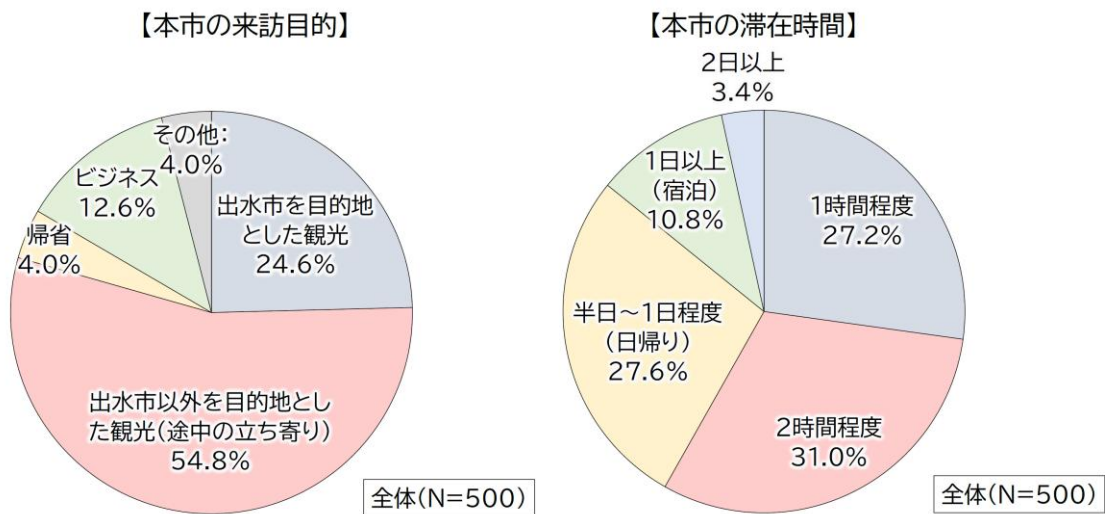
ツル観察センターの来訪者属性(令和5(2023)年11月~令和6(2024)年1月)

また来訪者の居住地は九州地方が7割となっている。



ツル観察センターの来訪者居住地(令和5(2023)年11月~令和6(2024)年1月)

さらに、本市への来訪目的と滞在時間は以下のとおりである。



資料:出水市の観光振興に係るアンケート調査
(ウェブ回答:令和5年10月2日～4日)

これを見ると、観光客の中でもおよそ5割強が本市を目的としていない立ち寄り型の観光であり、そのために宿泊を伴う訪問客は来訪者全体の1割強にとどまっていることがわかる。

以上のような状況を踏まえて、出水市では令和6(2024)年に5年後、10年後の観光の道標とすべく「出水市観光基本計画」を策定しており、その中で「本市観光の将来像 目指す姿」として次を掲げている。

ツルの越冬地である沿岸部から、豊かな土壌の源である山間部まで、恵みある出水市の自然環境は、地域の風土の象徴であるといえます。この風土を生かして生産されている良質な農林水産物のほか、武家屋敷群などのまちなみ、文化・伝統まで、出水市の地域資源は暮らしのなかで人々が知恵と技術を磨き、発展させてきたものばかりであり、それらを育ててきた歴史も含めて、出水市の魅力となっています。

市民も観光客もこの魅力に触れられるようにし、その体験が心身の豊かさ(ウェルビーイング)につながる観光振興を図ります。さらに、観光で得られた経済的・社会的効果が地域に還元される好循環の構築(サステナブルツーリズム)を目指していきます。以上を基本的な考え方として、観光振興による目指す姿を以下のとおり定めます。

世界に誇れる豊かな自然 未来へ紡ぐいにしえのまち

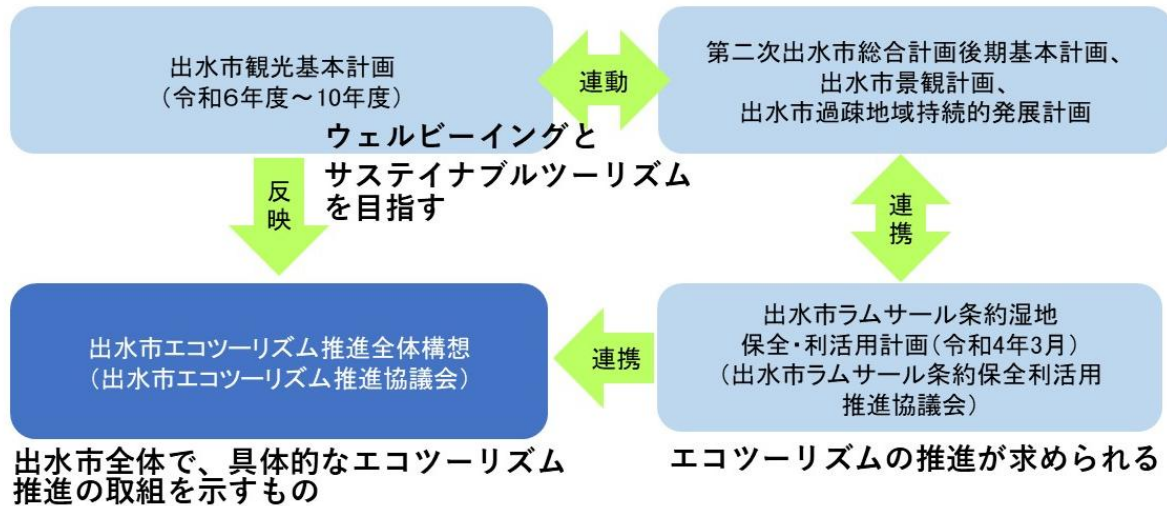
この将来像を実現するための成果指標や基本戦略を次のとおり定めており、本市におけるエコツーリズムの推進を通じてこれらの実現にも寄与するものであることが求められるであろう。



出水市観光基本計画(令和6(2024)年3月)p21より引用

9) 出水市エコツーリズム推進全体構想の位置づけ

出水市においては、前述のように第二次出水市総合計画、出水市観光基本計画等の各種計画が策定されており、これらとエコツーリズム推進全体構想との関係性は以下のように整理される。本構想の推進に当たっては、これらの計画等の整合性を保ちつつ進めるものとする。



出水市エコツーリズム推進全体構想の位置づけ

(2) エコツーリズム推進の現状と課題

1) エコツーリズムの理念の共有

エコツーリズムの推進が全国的に打ち出される中、本市でも様々なエコツアーを実施してきた。また、出水市主催による「エコツーリズムガイド養成講座」を開催し、認定ガイドを養成している。しかし、現在稼働しているのは「出水のツル」を中心としたバードウォッチングツアーが主な取り組みとなっている。市として「出水市エコツーリズム」としての全体構想を策定し、地域内で実施されている様々なエコツアーを円滑に進めるため、関係団体や個人がエコツーリズムの趣旨や目標を共有することが重要である。

全体構想策定を通じて、出水市におけるエコツーリズム推進の理念について、関係者や関係機関と意見交換等を行い、エコツーリズムの基本的な考え方や意識を共有することが重要であり、関係者間の協力を深めるための意識づくりやネットワークの構築が求められている。

2) 推進体制の充実

エコツーリズムの推進においては、エコツアーの企画だけでなく、ツアーの実施、支援、参加者の受け入れなど、様々な関係者の連携・協力・理解が不可欠である。また訪問者にとっても一つのツアーだけでなく、滞在中に様々なタイプのツアーが楽しめる地域であることが、滞在日数、交流できる人々が増え、地域との結びつきや経済効果も高まることから、提供できるエコツアーを質・量ともに充実させていくことが望ましい。

このためにはエコツアーの関係者の相互連携だけでなく、相乗効果を高める工夫や企画・PRなどの外部支援も重要であり、エコツアー実施団体・観光業者だけでなく、市内の地域団体、商工業者、農林水産業者など幅広い関係者が連携し、その専門性を活かせる推進体制を確立することが重要である。

3) 地域資源の保全・育成環境の整備(ハード・ソフト)

ツルの渡来期はツル観察センターを拠点に入域ルートの制限、路上駐車による観察行為の禁止などのルール遵守を呼びかけているが、ルールを守らない観察者も一部にみられる。こうした行為は防疫体制の低下や地域生活への迷惑行為となることから是正されることが望ましい。同様の行為は他の野鳥観察や自然観察などのフィールドにおいても発生していることが推測される。

現状ではこのような迷惑行為に対しては発見した際の個別対応が主であり、地域やエリア全体での抜本的な改善には至っていない。ツル渡来期における入域制限や協力金徴収に伴う注意喚起については、毎年試行錯誤を繰り返しているが、十分な環境整備には至っていない。

エコツーリズムの推進に当たっては、単に多くの来訪者を誘致することが主目的ではなく、地域資源の保全・再生と活用を一体化した適切な観光が求められる。地域特性を生かしたルール作りを進めることで、来訪者が地元のルールを理解し、それを守る意識を高めることを目指し、マナーを重視する来訪者の集客につなげるとともに、利用者の利便性や地域住民の暮らしに合わせた拠点施設の整備など、ハード及びソフト面の環境整備を行う必要がある。

4) 空間的・季節的な集中と少ない宿泊率の改善

本市における観光全般の課題としては空間的・季節的な偏りが挙げられる。空間的には「出水麓武家屋敷群」と「出水ツルの越冬地」への集中、また季節的にはツルが渡来する冬季への集中である。

この2つの資源がそれだけ集客力が強い、すなわち魅力的な資源であることの証であるとも言えるが、見方を変えればその他の資源や季節が十分に活かされていないともいえる。このような偏りが強いと宿泊施設等の観光に関わる産業の育成・発展は困難になりがちであり、これが本市の来訪者の大半が日帰り観光客であることにもつながっていると考えられる。

エコツーリズムの推進により地域内で観光業が育ち、本市が持続的に発展していくためにも、通年かつ全域的、さらに宿泊を伴うエコツーリズムの推進が望まれる。

4. エコツーリズムの推進方針

(1) 基本理念、基本方針

<基本理念>

私たちは、出水ならではの自然や歴史・文化などの既にある観光資源はもとより未活用の資源にも幅広く目を向け、さらにそれらのつながり(地域の物語)を発掘し活用することで、地域の自然、歴史・文化、そして住む人、訪れる人々が共生・共存しながら発展するまち「出水」を目指す。

<基本方針>

1) 自然観光資源とそれらを守り育てる地域住民の生活・生活環境の保全

ツル越冬期間中の利用調整(入域制限)に関するルールさらなる整備をはじめ、貴重な自然観光資源、歴史文化資源を守り育て、後世につなぐための取り組みを進める。また、観光の推進により、地域住民の生活環境が損なわれることのないよう十分配慮する。

2) エコツーリズム拠点の強化とネットワークの仕組みづくり

ツル観察センター、クレインパークをはじめ、現在の自然観光資源を目的とする観光等の拠点施設の充実・強化や各拠点施設の連携、ネットワーク構築・強化により多様な分野が関わるエコツーリズムを推進する。また、エコツーリズムの担い手(個人・団体)のプラットフォーム(仕組み、共通基盤)を構築することでこれらの拠点の有効活用と人材の活躍を支援する。

3) 自然観光資源を守り育て活かす、多様な情報発信の充実

地域住民やエコツーリズム関係者、来訪者の意識を高めるため、ツルをはじめとする野鳥や植物等、滝や溪流、自然遊歩道も含めた「守り育てるべき資源」について、それらを守り育てるための取り組みや情報発信を充実させる。

4) 未活用の資源の活用と人材育成を通じた観光産業や地域の育成

本市には、武家屋敷やツルなどの既に活用されている観光資源以外にも様々な資源が一年を通じて存在している。それらの資源の価値を改めて見直し、活用方法を検討するとともに、関わる人材を育成することでエコツーリズムを推進し、地域内での観光業をはじめとする各種産業や地域の活力の持続的な発展に貢献する。

5) 出水ならではの物語の発掘と紹介

出水ならではの自然、歴史・文化、人々の営みなどの特徴への理解を深めるとともに、「点」としてだけでなく「線」や「面」でのつながり、さらに環境や歴史上でのつながりにも目を向け、どのようにして今の出水の姿につながったのかを語る「地域の物語」を発掘し、住民や来訪者に伝えることで郷土愛の向上や観光による地域振興に活用する。

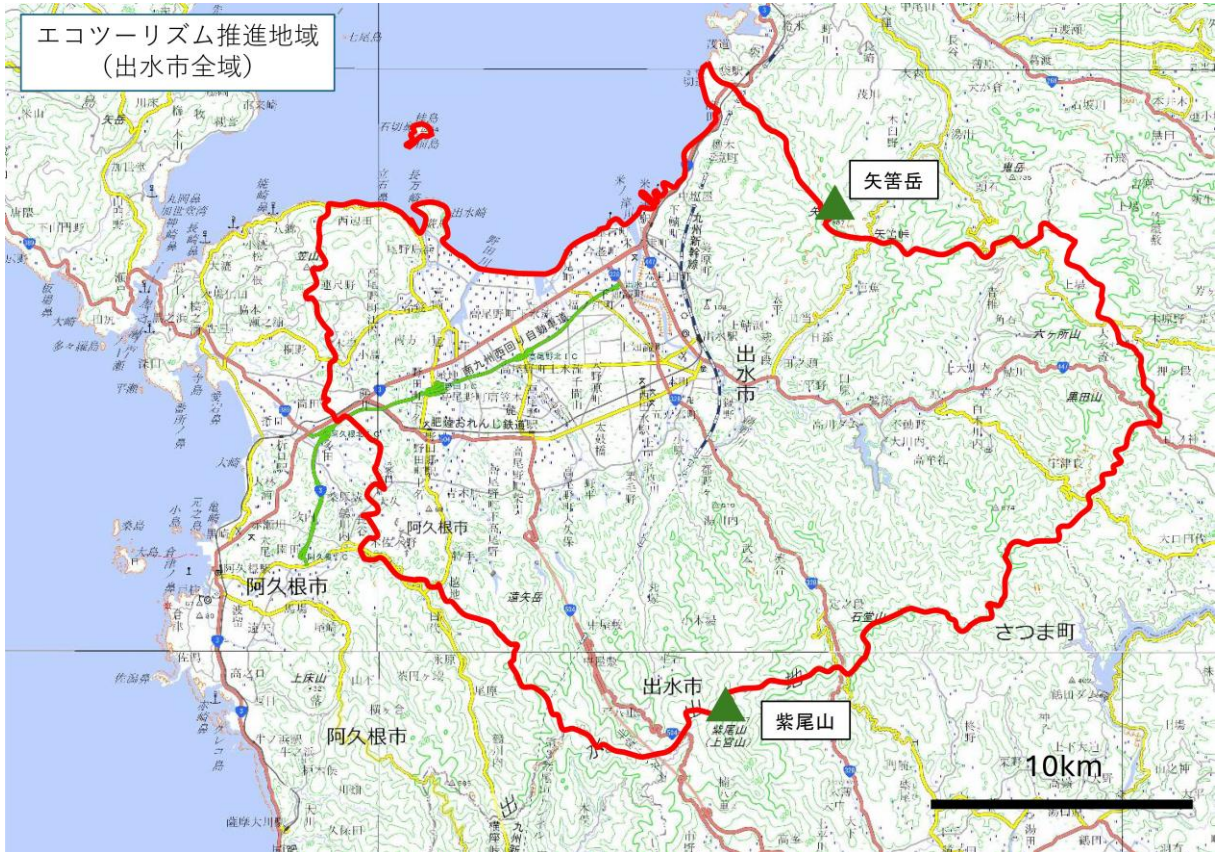
<キャッチコピー>

豊かな自然の中で住む人訪れる人が共生をめざすまち「出水」

(2) 推進する地域

1) 推進する地域の範囲及び設定に当たっての考え方

市内には核となる「出水ツルの越冬地」だけでなく、干拓や河口付近の植生地、野鳥観察のスポット、市街地からの原風景にかかせない矢筈岳や紫尾山の山なみ、溪流や滝まで幅広い自然資源が存在するとともに、市街地においては出水麓伝統的建造物群保存地区や有形文化財も指定されている。これら全てが、出水の生活文化に関連する観光資源であり、地域が守り育てた財産であることを踏まえ、推進する地域は市全域（以下、本市）とする。



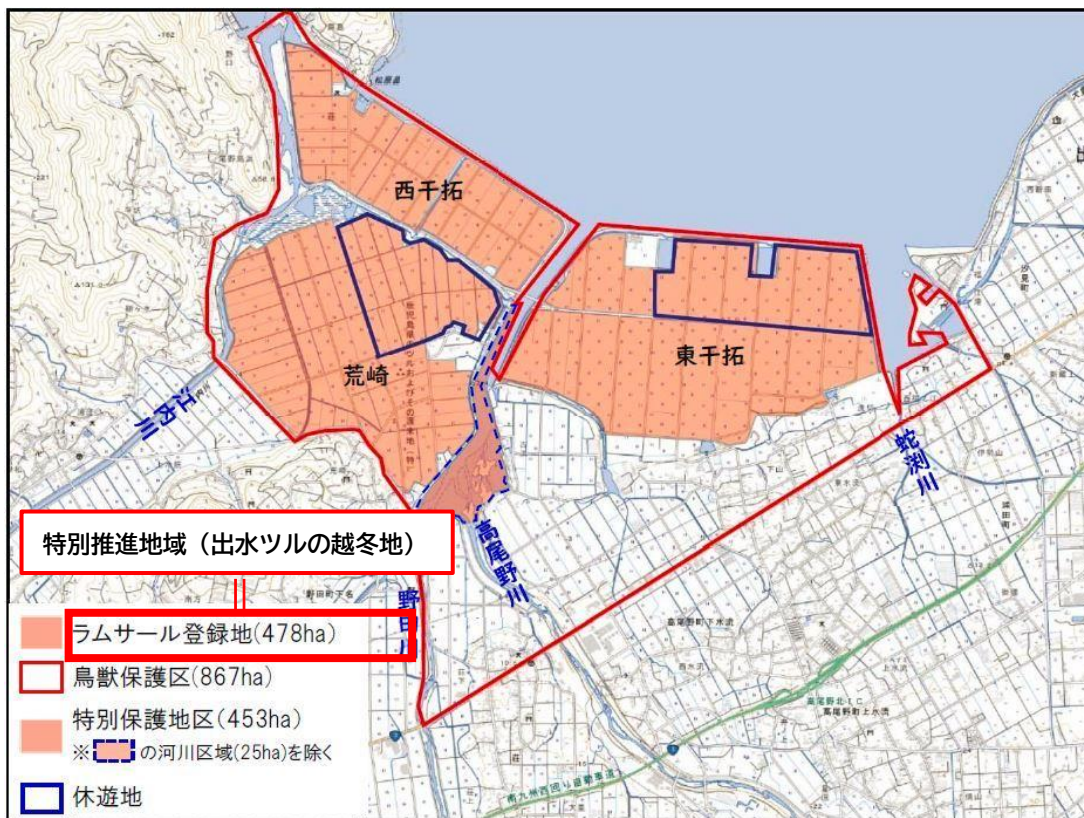
【推進する地域の範囲（出水市全域）】

※なお、区域内に存在する阿久根市の飛び地は対象範囲から除く

2) 推進地域のゾーニングの考え方、取扱方針

推進地域のうち、国際的にも重要とされているラムサール条約湿地「出水ツルの越冬地」を特別推進地域としてゾーニングする。

- 区域の名称： 特別推進地域（出水ツルの越冬地）
- 範囲： 下図参照
- 区域の特性： 世界に生息するナベヅルの約9割、マナヅルの約4割が越冬する国際的に重要な越冬地である。休遊地借り上げへの協力、消毒等防疫体制、農作物の鳥獣被害への対応等、ツルと共存するための地域社会が構築されている。エコツーリズムの理念や行動規範を学ぶ場として特に重要である。
- 配慮事項： 出水ツルの越冬地として、後世に残していくことを主眼として、ツル渡来期における特別推進地域（出水ツルの越冬地）への入域に関するルールの徹底が必要となっている。
- 取扱い方針： 既に実施している利用調整（次頁参照）を、今後も社会状況に応じて調整しつつ実施する。



【特別推進地域（出水ツルの越冬地）の範囲】

【参考】利用調整の内容

出水のツル観察については、近年の訪問者の増加や鳥インフルエンザの防疫対策のため、冬期に利用調整を行っているが概要は以下のとおりである（出水ラムサールナビより令和6年度の実施内容を一部修正して引用）。なお、現在入域料の徴収率は約93%であり、ほとんどの訪問者が協力している状況である。

期間 令和6年11月1日（水）～令和7年3月9日（日）

時間 6:30～16:30

※11月2日（土）、11月30日（土）、12月7日（土）、12月21日（土）、12月22日（日）、1月12日（日）はツルクラブの生徒たちによるツル羽数調査のため、午前9時まで利用調整エリアに立ち入ることができません。（下線はツル羽数調査予備日）



①まずは「ツル観察センター」へお越しください。

②ツル観察センター駐車場に設置の料金所で「入域料（越冬地環境保全協力金）」をお支払いいただき、入域証のチケットを受領してください。

[入域料]

普通自動車以下 1日1台 1,000円

普通自動車以下 シーズン1台 3,000円

マイクロバス 1日1台 3,000円

大型バス 1日1台 5,000円

※「普通自動車以下」には、タクシー、二輪車、徒歩を含みます。

③ツル観察センター受付で入域証のチケットをご提示いただきますと、ツル観察センターに無料で入館でき、双眼鏡や一眼レフカメラの貸出ができます。

④ツルが多く見られるもう1つのエリア「東干拓」で観察する場合は、利用調整の目的や通行方法などのレクチャーを受講してください。（3分程度）

東干拓へは、自家用車又は2人乗り電気自動車 C+pod で行くことができます。

⑤東干拓に「ツル観察ハイド（野鳥観察舎）」をご用意しています。ツルを驚かさずに、ゆっくりと見学できます。

⑥最後はツル観察センターで車両（タイヤ）の消毒をして終了です。

第2章 エコツーリズムの対象とする自然観光資源

1. 対象となる主な自然観光資源の名称、所在地、特性、利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項など

自然や歴史文化など出水市の自然観光資源を構成する多様な地域資源について、エコツーリズムの対象とする主な地域資源を次のように整理・区分する。

大区分		区分と主な対象と例
1	(1) 自然環境に係る観光資源 ※エコツーリズム推進法第2条第1項第1号に該当する自然観光資源「動植物の生息地又は生育地その他の自然環境にかかるもの」	「自然を形成する要素」や「生態系を構成する生物を含む広義の生物圏」で、森里川海、動植物、地形、地質など
	(2) 自然環境と密接な関連を有する風俗慣習や伝統的な生活文化に係る観光資源 ※エコツーリズム推進法第2条第1項第2号に該当する地域資源「自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係るもの」	伝統的な農林漁業など人がつくりだしたものや伝承される歴史、文化財、祭礼・遺産、食文化など
2	歴史・文化に係る観光資源	歴史的な建造物や地域の文化に係る観光資源
3	上記の1及び2に該当しない地域の観光資源	エコツーリズムの活動拠点となる施設や地域への観光客の訪問が想定される施設やイベントなど

(1) 自然環境に係る観光資源

区分	細区分 (名称)	特性	利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項
動植物の生息・生育地	出水ツルの越冬地	<p>本市には、毎年10月中旬から12月頃にかけて、1万羽を超えるツルが越冬のためシベリアから渡来し、3月頃まで越冬する。世界に生息するナベヅルの約9割、マナヅルの約4割が越冬すると推測されており、その数と種類の多さは日本一と言われている。国際的に重要な越冬地であることからラムサール条約湿地に登録されているほか、「鹿児島県のツルおよびその渡来地」として国の特別天然記念物、国指定出水・高尾野鳥獣保護区にも指定されている。</p> <p>ツルたちが優雅に羽を広げて大空を飛ばたく姿は、他では見ることのできない冬の風物詩となっている。</p>	<p>本市における観光の目玉であり、ツル類などのバードウォッチングを目的として多くの人々が冬季を中心に訪れている。</p> <p>一方で、ツルや野鳥への配慮マナー、路上駐車や畑への立ち入りなどによりトラブルが発生している。また、周辺地域では養鶏業・鶏卵業も盛んであり、鳥インフルエンザへの対策も重要となっている。</p> <p>これらの課題を解決し、ツルと共生した新たな地域づくりを目指すため、平成28(2016)年度から「ツルへの配慮」、「住民と来訪者との共生」、「鳥インフルエンザへの防疫体制の強化」の観点から、「出水ツルの越冬地」への入域ルートの指定、入域料の徴収などを行い、より積極的な保全・管理を目指す「越冬地利用調整」を実施している。</p> <p>入域料は、出水市ラムサール条約湿地保全・利活用計画に関わる事業に活用される(例:ツル越冬地の環境保全、防疫体制の強化、傷病ツルの保護管理など)など、ツルの越冬地の保全・維持のため休遊地借り上げへの協力、消毒等防疫体制、農作物の鳥獣被害への対応等、ツルと共存するための地域社会が構築されている。一方でルールの徹底や見直しの必要性なども生じている。</p>
	野鳥生息地(荒崎地区、東西干拓地)	<p>出水ツル越冬の中心地でもある荒崎地区や東西干拓地は、様々な野鳥の生息地ともなっている。</p> <p>一年を通じて、ゴイサギ・アマサギ・コサギ・アオサギ・ミサゴ・トビ・ハヤブサ・ヒクイナ・バン・タマシギ・コチドリ・イソシギ・キジバト・ドバト・カワセミ・ヒバリ・モズ・セッカ・ホオジロ・カワラヒワ・ムクドリ・ハシボソガラス・ハシブトガラスなど。</p> <p>また春や秋の渡りの時期にはシギ類・ツバメ類、ズグロカモメ・ツメナガセキレイなどが、冬にはコガモ・ハシビロガモ・キンクロハジロなどのカモ類・ツル類・ツル類・タヒバリ類・コチョウゲンボウ・ホオアカ・アオジ・オオジュリン・ニューナイスズメなどが見られる。</p>	<p>バードウォッチングのフィールドとしてよく活用されている。一方で上記の「出水ツルの越冬地」でもあるため路上駐車や鳥インフルエンザ対策などの課題があり、冬期には利用調整も行われている。</p>

区分	細区分 (名称)	特性	利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項
動植物 の生息 ・生育地	高川鳥獣 保護区 (県指定)	米之津川水系の高川(こうがわ)川の高川ダム湖を含む鳥獣保護区であり、アオバトの生息地として知られているほか、コシジロヤマドリ・ヤマセミ・ヤマガラ・ホトトギス・ハイタカ・ミヤマホオジロ・アオジなど様々な鳥類が生息している。	バードウォッチングのフィールドとして活用されているほか、ダム湖上流には公園が整備されており、市民の遊び場や憩いの場として利用されている。野生鳥獣の生態に悪影響を与えないよう配慮が必要である。
	干潟(高尾野川、蛇淵川等の河口、東干拓)	河口周辺等に広がる干潟には、ナガミノオニシバなどの塩性草本群落があり、保護上重要な種であるハマナツメ、ヒメナミキが確認されている。魚類ではボラ、ハゼ類、ニホンウナギ、ミナミメダカ、クボハゼ、トビハゼ等が確認されている。甲殻類・貝類では汽水域にウシエビ、干潟でチゴガニ等、ウミニナ等、チゴイワガニ、ハクセンシオマネキ、ヒロクチカノコガイ等が確認されており、保全上重要な主を多数含む多様な生物の生息・生育空間となっている。	干潟では様々な環境教育活動(「干潟の学校」、「ウナギの学校」など)が行われている。干潟の環境保全に留意した利用が必要である。
	哺乳類	九州地区に一般的なタヌキ、アナグマ、イノシシ、キウシュウジカなどの生息が確認されている。	シカについては、ナイトウォッチング等での活用もされている。市内には捕獲されたカモやシカ、イノシシなどジビエの食肉処理を事業とする企業もあり、ジビエとしても活用されている。
	昆虫類	地形や気候の特質から多様な昆虫類が生息しており、本市東部に位置する上場高原では草原性のチョウ類が多数見られ、ジャノメチョウやヒョウモンチョウ類といった分布南限に近い種や北方性の草原性昆虫類も生息していると思われる。 また、紫尾山をはじめとした出水山地もエゾハルゼミ、スギタニルリシジミ等の分布南限となっているとされている。	活用に当たっては、生息状況や生息環境に可能な限り及ぼさないよう配慮が必要である。
	魚类等水生生物	出水平野の河川、湖沼、湿地には多様な水生生物が生息しており、アブラボテ、カスミサンショウウオ(県天然記念物)については分布南限となっているほか、近年では越冬地に隣接する干潟に甲殻類の新種「オシリカジリムシ」が報告されている。	アユやクマエビは伝統的な漁法を使った採取もされている。資源の活用に当たっては、生息状況や生息環境に可能な限り及ぼさないよう配慮が必要である。

区分	細区分 (名称)	特性	利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項
動植物 の生息 ・生育地	植生	<p>出水市を含む北薩地方の自然植生は紫尾山系や国見山系等に局所的に残存するのみとなっており、大部分の山地はスギやヒノキ等の植林地になってしまっているものの、以下のような特徴が見られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柴尾山系 標高 1,000m を超える山頂付近にはブナ林が見られる。通常は見られるササ群落が見られないという特徴がある。伊佐・大口方面からつながる一帯はシダの宝庫としても知られ、本市の特産種も見られる。 ・矢筈岳 山頂付近の急斜面にイスノキ林が残存する。 ・上場高原一帯 ササ類の多い草場が広がる。 ・平野部 米之津川の河口から荒崎海岸にかけて海岸湿性の植物が自生し、出水平野の塩沼湿地には塩沼植生も見られる。 <p>なお、市内では放置竹林が地域の課題となっており、適正な整備や活用が望まれている。</p>	<p>植生そのものを対象とした活用はあまり見られないが、今後地域ならではの特徴ある植生や人の営みとの関わりにおいて生み出されてきた植生の活用も望まれる。</p> <p>竹については、放置竹林の整備に補助金が活用されているほか、まちテラス等の竹に関わるイベントが毎年開催されている。</p>
地形・ 地質	紫尾山 (しびさん)	<p>紫尾山は出水市とさつま町にまたがる出水山地(紫尾山地)の最高峰(1,067m)である。古くから山伏の修験道の鍛錬の場として知られた特徴的な稜線を有する名峰でもある。</p> <p>出水山地の中でも抜きん出て標高が高いため、山頂付近の植生が周辺地域とは異なっている。ブナ、アカガシ、モミなどの天然林があり、「林木遺伝資源保存林」に指定されているほか、環境省の自然景観資源としてリストアップされるとともに川内川流域県立自然公園に指定されている。</p>	<p>ハイキング・登山コースとして利用されている。山頂までは堀切峠(国道 504 号)からの林道が通じているため、車でアクセスでき、そこから周回するルートで山並みを巡ることができる。山頂からは晴天の日には霧島や桜島、開聞岳、天草などの山々を一望できる。</p>
	矢筈岳	<p>熊本県水俣市との境界に位置する矢筈岳(687m)は、八代海方面から見ると矢筈のように見えることからその名がついた。山頂北側(矢筈北壁)は祠があり「断崖・絶壁」になっている。山頂から徒歩約 30 分のところに「岩峰・岩柱」の鬼立岩と呼ばれる巨石が存在する。環境省の自然景観資源にリストアップされている。</p>	<p>ハイキング・登山コースとして利用されている。山頂からは 360°の眺望があり、天草、霧島方面まで見渡せる。登山道入口からは約2時間の行程である。</p>

区分	細区分 (名称)	特性	利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項
地形・ 地質	滝	<p>・轟滝(坂本川下流) 落差 18m の分岐瀑である。別名「しょうえんの滝」「しょうえんだき」。</p> <p>・轟脇の滝(坂本川支流) 落差 25m の段瀑である。</p> <p>・紫尾の滝(網野川支流) 定之段川に懸かる落差 50m の分岐瀑である。</p> <p>上記の3つの滝はいずれも環境省の自然景観資源にリストアップされている。</p>	<p>・轟滝(坂本川下流)及び轟脇の滝(坂本川支流) いずれも観光のために開放・整備されているものではないため、今後の活用には地権者等との調整が必要である。</p> <p>・紫尾の滝(網野川支流) 回廊パーク「定之段緑水公園」の駐車場から徒歩で向かうことができる。</p>
	八代海の自然海岸	<p>海岸線の一部に干潟(福ノ江海岸)や自然海岸が残されている。環境省の自然景観資源にリストアップされている。</p>	<p>一部に住民向けの公園が整備されている。</p>
	温泉	<p>・湯川内温泉 宝暦4(1754)年に発見され、その後約120年間は島津家御用達の温泉として利用され、明治以降になると一般にも開放された、歴史ある温泉。 静かな山間にあり、足元から自噴している温泉は、澄んだエメラルドグリーン色で神秘的な空間である。日本遺産認定。</p>	<p>地元住民、観光客に利用されている。</p>
自然 景観	荒崎展望公園	<p>出水市内を俯瞰でき、周囲の山々や扇状地、干拓地などとの関わりも見取れる。 天気が良ければ、天草方面を一望でき、ツルの渡来期には、干拓を舞うツルを一望できる。</p>	<p>市民に広く利用されている他、ツルの観察会などでも活用されている。</p>

(2) 自然環境と密接な関連を有する風俗慣習や伝統的な生活文化に係る観光資源

区分	細区分 (名称)	特性	利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項
伝統・地 場産業	ツルに配 慮した稲 作	渡来するツルへの配慮として、一部では9月頃に収穫できる早期米を栽培し二番穂をツルの餌として活用する、田んぼに水を引き入れツルのねぐらとする、農薬・化学肥料の削減などが行われている。	ツルとの共生の取り組みにおける大きな柱として活用されることが期待される。
	伝統的な クマエビ 漁	伝統的な桁打瀬船(けたうたせぶね)による伝統的なエビ漁が行われている。 ・桁打瀬船漁 木の枠に鉄のツメと網を取り付けて海底を曳く漁法。かつてはトリ貝を採捕する漁法であったが、現在ではエビ類の中でも特に「クマエビ」を採捕する漁法となっている。現在運用されている船はわずかではあるが漁が続けられている。	現在のところエコツーリズム等による利用はないが、伝統を維持し、受け継いでいくためにも活用が望まれる。
	ノリの養 殖	日本で最南端の養殖地である出水市では、現代のノリ養殖では一般的になっている酸処理をしない昔ながらの伝統な養殖法・製法を守り続けている。	現在のところエコツーリズム等による利用はないが、伝統を維持し、受け継ぐためにも活用が望まれる。
	鮎漁	高尾野川、米ノ津川(通称:広瀬川)では伝統漁法の建網を張って行う漁が出水の夏の風物詩となっている。 アユ漁解禁日から建網を張り採捕するという全国でも珍しい漁法が継承されている。	建網漁だけでなく、漁協組合員・遊漁者による竿釣りで天然アユが楽しまれている。
	紙漉き	大川内地区は1960年代ごろまで農家の冬の副業として、盛んに作られていた。	大川内中学校では紙漉き学習が行われ、卒業証書も作成している。今後の活用が望まれる。
	お茶づくり	大川内地区では以前より茶の栽培が盛んである。また出水麓では生け垣に茶が植えられ、釜炒りして飲まれていた。	将来的に釜炒り茶の体験を提供することが検討されている。
伝 統 的 な 季 節 行 事	鬼火焚き	鬼火たきとは、正月の七日に大やぐらを焼いて、正月飾りについてきた悪霊を追い払う鹿児島県の伝統行事である(他県等では「トンド焼き・左義長」などとも呼ばれる)。やぐらを焼いた鬼火で体を清め、焼いた餅を食べると無病息災になるとされる。地域の集落等行事などで行われている。	地域住民の大切な行事であり、活用には事前相談などの配慮が必要である。
	十五夜綱 引き	かつては鹿児島県内各地で広く行われていた行事で旧暦八月十五夜に綱引きを行うものである。近年は、地域コミュニティの絆を強化する目的で取り組まれている。	
	六 月 灯 (ろくがづ どう)	鹿児島県内の神社や寺院で旧暦6月(現在は主に7月)に開催される夏祭りである。社寺の風情と燈ろうが放つ柔らかな光が味わえる夏の風物詩として知られている。 市内では感応寺、諏訪神社、加紫久利神社、嚴島神社など催される。	

2. 歴史・文化に係る観光資源

区分	細区分 (名称)	特性	利用の概況及び利用に当たって 配慮すべき事項
歴史的 建造物 等	出水麓 伝統的 建造物 群保存 地区	<p>本地区に残された武家屋敷とその町並みは平成7(1995)年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選ばれた。</p> <p>県指定文化財である出水御飯屋門をはじめ、武家門・石垣・生垣や竹添屋敷など4軒の建築物があるほか、伝統的建造物として特定された建造物などがほぼ昔の姿で残っており、当時の面影を今に伝えている。日本遺産認定。</p> <p>・出水麓歴史館(出水市麓町10番39号) 本地区の散策拠点である。出水外城のうつりかわりや郷士の暮らしに光を当てた展示がされている。</p> <p>・公開武家屋敷「竹添邸」(出水市麓町5番17号)及び「税所邸」(出水市麓町5番11号) いずれも伝統的建築様式や生活様式を広く一般に公開し、もって歴史や文化に触れる機会を提供するための施設である。「着物着付け体験」も提供している。</p>	<p>ツルと並んで出水を代表する観光資源であり、年間を通して多くの観光客が訪れている。</p> <p>案内ガイドの存在、各種イベントや体験の実施が行われており、特に甲冑や着物の着付け体験などは外国人観光客にも喜ばれている。</p> <p>地域の景観や環境は住民コミュニティによって守られてきたが、近年では建物の老朽化、空き家や空き地の増加などによる施設や景観の維持が深刻な問題となっている。</p>
	野田郷 武家屋 敷	<p>出水麓と同じく外城の一つである野田麓には約1kmにわたって石垣と生け垣が続き、五棟の武家門が現存する。武家門はいずれも100年以上前のもので、出水市の文化財に指定されている。</p>	<p>現在のところ目立った活用はされていないが、地域に配慮した活用が望まれる。</p>
	木牟礼 (きのむれ)城跡	<p>出水十一ヶ城跡の一つ。文治2(1186)年、島津家初代忠久が薩摩・大隅・日向三国の地頭職に任ぜられた際、家臣の本田貞親に命じて築かせた城の跡地。現在は一角のみが小丘として残っている。</p>	<p>現在のところ目立った活用はされていないが、地域の歴史を知る箇所として活用が望まれる。</p>
	感応寺 (感応禅 寺)	<p>文治3(1187)年、薩摩島津氏の始祖・島津忠久公が、薩摩入国に際して創建した県内最古の禅寺。日本臨済宗の祖、栄西祥師によって建久5(1194)年に開山された由緒ある寺院である。</p> <p>本尊十一面千手観世音菩薩と脇立四天王は平安朝の名工院隆の作として昭和38(1963)年に鹿児島県文化財に指定された。</p>	<p>地域の古刹として、地元を中心に信仰を集めているほか、毎月坐禅会、御詠歌の会、観音の会などが開かれている。</p>
	日本一 のお地 蔵さん	<p>麓町の八坂神社にあり、真言宗の僧侶である斑目仏師によって大正14(1925)年に一枚の岩を切り出して作る一刀彫で建立された。台座を含めた高さは4.15mで、一刀彫りの地蔵菩薩としては日本一と言われる。</p>	<p>地元住民に信仰されているほか、観光客も訪れている。</p>

区分	細区分 (名称)	特性	利用の概況及び利用に当たって 配慮すべき事項
歴史的 建造物 等	荒崎新地 の石造干拓 施設群	河川堤、潟樋門跡、島津樋門跡の3つの施設群で構成された石造構造物。慶応2(1866)年完成。現在も河川護岸として供用されている。令和5(2023)年土木学会選奨土木遺産に認定された。	まち歩きなどのイベントや地域学習などで活用されている。
	城山(亀ヶ城、花見ヶ城)	出水十一ヶ城跡の一つ。鎌倉期には和泉城と称し、伴系の和泉氏の本拠であった。室町期に島津氏十代忠国の弟用久が薩州家を起し亀ヶ城(城山の別称)に入った。東西は米ノ津川と平良川に挟まれ、厚いシラス層で覆われた大地に長年の浸食でできた大小の谷は、通路にも迷路にもなり城の要害性がうかがわれる。日本遺産認定。	観光客による訪問、まち歩きなどのイベントや地域学習などで活用されている。
	出水御 飯屋門	江戸初期に当主島津義弘が出水で隠居しようとして、帖佐にあった門をここに移転したものと伝えられている。16世紀末頃の建造とされ、腕木3本で軒を支える他に例を見ない構造が特徴の控柱付腕木門である。現在は、出水小学校の正門となっている。日本遺産認定。	観光客による訪問、まち歩きなどのイベントや地域学習などで活用されている。
	野間の 関跡	肥後藩との境にある薩摩北辺の守りとして、当時薩摩三大関所の一つに数えられた。江戸時代に各藩は国境警備を緩めたのに対し、薩摩藩は取り締まりを強化した。外城制度と門割制で完璧なまでに封建社会を築き、それを阻害する何人の出入りも防ごうとの狙いがあったと言われる。日本遺産認定。	観光客による訪問、まち歩きなどのイベントや地域学習などで活用されている。
郷土芸 能・伝統 芸能	各種 演舞	<ul style="list-style-type: none"> ・種子島楽(たねがしまがく) 「楽」とは太鼓踊りの総称である。100人ほどの男性の大人と子どもが太鼓・鉦・メハチなどの楽器を打ち鳴らし、演舞場では円陣や隊列を構成しながら飛び跳ねたり、歌を歌ったりするなど勇壮に演舞される。日本遺産認定。 ・高尾野町の兵六(ひょうろく)踊り 薩摩の武士大石兵六が吉野原で狐退治をする薩摩の武士の蛮勇を風刺したユーモラスで活発な踊り。高尾野町兵六踊り保存会が伝承している。 ・野田町熊野神社の田の神舞 秋の彼岸に立てた豊作の願のほどきをこめ、熊野神社の秋の彼岸踊りとして奉納されている。青年男女30人から40人で踊り、田ノ神に新しい米で餅をついて供えるという内容だが、数種の舞や、おどける三吉という役もあり、楽天的で素朴な民俗芸能となっている。 	いずれも地域の重要な伝統芸能として保存会を中心に地域が一体となって保存継承に取り組むなど保存の努力がなされ、披露されている。保存に携わる人材の確保が課題となっている。

区分	細区分 (名称)	特性	利用の概況及び利用に当たって 配慮すべき事項
郷土 芸能・伝統 芸能	各種 演舞	<p>・野田町の山田楽(やまだがく) 山田楽は出水地頭・山田有栄(昌巖(しょうがん))が、武士の士気を鼓舞するために作ったものと伝えられている。複雑な構成をもつ太鼓踊りの代表的なものである。</p> <p>・児請(ちごもうし) 山田昌巖(しょうがん)が寛永 15(1638)年、島原の乱から凱旋した際に、兵児訓育のために創始したといわれる。</p>	いずれも地域の重要な伝統芸能として保存会を中心に地域が一体となって保存継承に取り組むなど保存の努力がなされ、披露されている。保存に携わる人材の確保が課題となっている。
戦争 遺跡	各種 戦争 遺跡	市内には旧海軍航空隊出水基地をはじめ、掩体壕、地下戦闘指揮所や地下壕、特攻慰霊碑など様々な戦争遺跡が存在し、平和学習等に活用されている。	市内に多く存在するが、民間の土地に存在するものも多く、保存や解説における課題がある。
土木 建造物	橋梁	<p>・鷺築橋(さぎやなばし) 下大川内の米ノ津川に架かる鉄筋コンクリートアーチ橋で、昭和 2 年に完成。路面は石橋風の親柱と高欄で、アーチ部分の柱は木橋風と、大正から昭和へ、鉄筋コンクリート橋が普及していった時代を物語る橋。</p>	建造後 100 年近く経過した現在は自転車、歩行者の通行に限定し、生活道路として大切に使われている。
地域資源 を活用した 行事	いずみ マチ・テラス	<p>世界一の竹灯籠のまち出水市で 10~11 月に開催される竹灯籠で出水麓武家屋敷群などのまちを照らすイベント。2016 年には出水市の人口と同規模の数である5万本以上の竹灯籠が灯され、「最も長い竹灯籠の列」としてギネス世界記録を達成した。</p> <p>鹿児島県は日本一の竹林面積を誇り、特に北薩地区が多いことから、竹の活用が考えられた行事である。</p>	市の人気コンテンツとして定着しており、今後も発展が見込まれることから、適正な開催や利用のあり方の検討が望ましい。

3. その他の観光資源の名称と所在地

「1. 対象となる主な自然観光資源の名称、所在地、特性、利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項など」に該当しない地域の資源や資源維持の担い手など、「その他の観光資源」について整理する。これらの観光資源についてはエコツーリズムの推進を通じて拡大・充実し、連携・協力体制を構築していくことが重要である。

名称・所在地	特性や利用の概況など
ツル観察センター (出水市荘 2478-4)	出水ツル観察の拠点であり、ツルの飛び立つ姿や、ねぐらに帰ってくる群れなど、間近でツルの生態を観察できる施設である。 開館期間：11月1日から翌年の3月第2日曜日まで(開館期間の間は無休)
クレインパークいずみ (出水市文化町 1000)	ツルをテーマにした情報発信拠点であり、「ひとのコーナー」「まちのコーナー」「自然のコーナー」と3つのゾーンからなる常設展及びツルに関するさまざまな展示をしている。 4月～10月：毎週月曜日(祝日の時は翌日)、11月～3月：無休
九州オルレ出水コース	米ノ津川流域を中心に自然、歴史をたどる13.8kmのトレッキングコースである。 「オルレ」とは韓国・済州島の「通りから家に通じる狭い路地」という意味の言葉である。トレッキングコースとして名付けられてから韓国国内で有名になった。オルレの魅力は海岸線や山などの自然、民家の路地などを身近に感じ、自分なりにゆっくり楽しみながら歩くところにある。九州オルレは「済州オルレ」の姉妹版である。
上場(うわば)高原(コスモス園) (出水市上大川内 2648-4)	3haの公園。春の菜の花に始まり、ボタンやアジサイ、秋には25万本のコスモスが咲く花にあふれた高原である。
東雲の里 (出水市上大川内 2881)	山の起伏をそのまま活かして遊歩道も整備された約4万坪の大庭園。6月頃には約10万本のあじさいが咲きほこり、11月中旬～下旬頃には紅葉の名所としても人気である。
青年の家 (出水市武本 1044)	心身ともに健全な青少年の育成に寄与することを目的とした社会教育施設。研修室・キャンプ場・体育館・庭球場などを備え、定員132人が宿泊できる。集団宿泊学習、各種研修会等で利用されており、自然を活用した主催事業や星空観望会も実施されている。
高野山(たかのやま)公園キャンプ場 (出水市高尾野町大久保 5008-17)	鹿児島県推奨の「森林浴の森」にも指定されている美しく雄大な森に囲まれた公園・キャンプ場。春は桜やツツジの花見が楽しめ、屋根付きの炊事棟やバーベキュー施設、キャンピングカーやバイクが乗り入れ可能なオートキャンプ場を有する。
日本一の大鈴 (出水市上知識町 46)	箱崎八幡神社の神門に吊り下がっている「成せば成(鳴)る。大願成就の大鈴」と言われる鈴は、高さ4m、直径3.4m、重さ5トンあり、日本一の大きさと言われている。この他、直径2mmの「日本一小さい鈴」も展示されている。
農泊 (市内各地)	いずみ民泊体験推進協議会は、出水市の一般及び教育旅行向けの農家民泊(農泊)をコーディネート、提供している。
みかん狩り (出水市高尾野町大久保 5912)	竹崎農園では市内で唯一のミカン狩り体験を提供している(期間10月15日～1月15日)。
焼酎蔵 (市内各地)	市内には3箇所の酒造会社があり、工場見学なども行われている。

第3章 エコツーリズムの実施の方法

1. ルール

(1) ルールによって保護する対象

本市におけるエコツーリズムの推進は、自然環境や文化的資産を守りながら地域振興を実現し、持続可能な観光を目指す取り組みである。そのために、適切なルールを設定し、地域全体で守り育てることが重要である。

ルールによって保護する対象

- ① 動植物や自然環境
湿地、森林、河川、希少動植物等の保護及び生態系の維持。
- ② 文化的環境
歴史的建造物、伝統的な街並み、文化遺産及び地域固有の暮らしや伝統の保護。
- ③ 利用者の安全
ツアー実施における安全管理の徹底、ガイド同行、緊急時の対応策の確立。
- ④ ツアーの質
環境負荷を抑え、自然や文化に触れながら、学び、地域の価値を体感するツアーを提供すること。
- ⑤ 地域経済と地域住民の暮らし
観光事業のみではなく、農業・漁業・林業・商店など、地域の様々な事業者とともに連携し、エコツアーが自然環境や文化を守る活動につながり、地域全体に利益と持続可能な価値をもたらすこと。
- ⑥ その他
エコツーリズムの理念に基づく地域資源の保護及び利活用。

(2) ルール設定の考え方及び適用する区域

上記のルールは市内全域を対象として設定し、エコツーリズムの理念に基づいた活動を推進する。さらに、特別推進地域(出水ツルの越冬地)においてはツル観察に関わるルールを設定する。

(3) ルール内容及び設定理由

1) エコツアー実施団体向けルール

ルールの種類	内容	設定理由
自然環境の保全	■野生動植物の観察等による生息・生育への影響を最小限にする(観察方法の配慮、餌付け等の自粛)。	自然環境への影響を最小限に抑えたツアーを実施するため
	■希少な動植物の生息・生育情報は原則として公開しない。	予期しない情報拡散による盗掘等を予防するため
	■ツルの渡来時期においては利用調整の内容にしたがってツアーを行う。	越冬しているツルの生息環境に影響等を及ぼさない適切な観察、感染症予防等のため
	■野生動植物を持ち帰らない。	自然のままに楽しむことを重視するため(適切な手続きを経て山野草などを採取する場合も必要最小限とする)
	■できるだけゴミを出さない。発生したゴミは持ち帰る。	景観上、また自然界における汚染、物質循環に対する影響を及ぼさないため
	■外来動植物を持ち込まない。	地域の生態系に影響を及ぼさないため
文化的環境の保全	■ツアーは建造物の所有者・管理者等の了解を得て行う。 ■建造物等への落書きなど損傷を与える行為をしない。	地域住民や文化への配慮、建造物の管理・保全に影響を及ぼさないため
ツアー参加者の安全性の確保	■ツアーのフィールドに関しては定期的の下見を行い、危険箇所等(地形、危険生物、交通混雑箇所、ハザードマップ等)を把握し、安全対策を講じる。 ■上記について、ツアー前及びツアー中に参加者に適宜注意喚起を行う。	事故等の発生をできる限り減少させるため
	■ツアー参加者の健康状態を確認する。 ■ツアーの難易度・服装・準備物を参加者に周知する。	ツアー参加者が安全かつ快適に参加できるようにするため
	■ツアー実施団体ごとにツアー催行前及び催行中の中止基準を設定する(津波注意報・警報、気象に関する早期注意情報や各種警報、雨量等) ■ツアーにおける適正な定員を設定する。	無理な催行により事故等を起こさないため
	■緊急時の対応マニュアル(連絡先、対応法)を整備し組織内、スタッフ間で共有する。 ■救急用品を準備し素早く使えるように整理する。 ■救急救命講習等の緊急時の対応については定期的な講習を受講しスキルを維持する。	事故等の緊急時に迅速かつできる限りの対応を可能にするため
	■ツアーの内容に応じて適切な保険(傷害保険、賠償責任保険等)に加入する。	事故発生後のできる限りの対応をするため
	■危険箇所等を発見した場合は、協議会事務局等の関係機関に連絡する。	情報共有により事故等を防止するため

ルールの種類	内容	設定理由
ツアーの質の維持・向上	■エコツーリズムの理念及び本構想の内容を把握する。	ツアー企画時また運営時に、できるだけエコツーリズムの理念を反映したものとするため
	■ツアー参加者等に対してホスピタリティーのある接客を提供する。	参加者の満足度を高めることを通じて、口コミやリピートにつなげるため
	■ツアー参加者等の満足度をアンケート等により把握し改善する。	参加者視点でツアーを評価することで、常により魅力的で満足度の高いものに改善していくため
その他	■地域住民・生活環境への迷惑行為、農業等に迷惑となる行為、私有地への立ち入りや騒音等の迷惑行為は行わない。	地域住民・産業への配慮を通じて、地域と共存するエコツーリズムとするため

2) 一般観光客向けルール

上記のエコツアー実施団体向けのルールのうち、特に利用者にも遵守を依頼するものは以下のとおりである。

内容
<ul style="list-style-type: none"> ■野鳥などの野生動植物の観察では生息・生育に影響を及ぼさないようにしましょう。 ■野生動植物は持ち帰らないようにしましょう。 ■発生したゴミは各自で持ち帰りましょう。 ■公衆トイレ等の施設は大切に使いましょう。 ■武家屋敷なども含めて多くの場所は人の生活する場も含まれています。また、農林漁業を妨げる行為や私有地への勝手な立ち入り、騒音など、地域で生活する人や働く人が困るような行為はやめましょう。 ■ツアーに参加する場合は、ガイドの指示に従ってください。 <p>※出水のツル渡来期に特に遵守をお願いするルール(自動車利用の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■指定のルートでツル観察センターに行ってください。 ■ツル観察センターで入域料(越冬地環境保全協力金)をお支払いいただき、入域証を受領してください。 ■鳥インフルエンザ対策のため、車両等の消毒にご協力ください。 <p>【東干拓へ行きツルを観察されたい方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ツル観察センター内でレクチャーを受講してください(利用調整の目的や東干拓への通行方法などに関する内容です)。

(4) ルールの運用に当たっての実効性確保

1) チェックリストの作成

協議会構成員間でルールを周知徹底するため本構想の付属資料としてチェックリストを作成し、公開・添付する。

2) 一般観光客やエコツアーをはじめとする各種ツアー参加者への説明

一般観光客に対して各種の情報発信によりルールの周知を図る。さらにエコツアー実施団体はツアー申し込み時(ウェブサイト、受付時の連絡等)及びツアー開始時にツアー参加者に対して必要なルールについて説明し、協力を依頼する。

また、近年増加している海外からの観光客については、文化的背景の違い等から公衆トイレなどの施設の使用法やツルの観察におけるマナー違反、民家の敷地への無断立ち入りなどのトラブルが発生している状況である。このような事例は今後さらに増加することが考えられるため、現地ではもちろんのこと、旅行前における情報提供も含め、より効果的な方法を検討、実施、効果検証を踏まえて改善していくこととする。

3) エコツアー実施団体におけるセルフチェック及び研修の実施

エコツアー実施団体は実施するツアーの内容がルールに適合しているかを定期的にチェックし、必要に応じてツアー内容を改善するものとする。

4) 協議会によるアドバイス

協議会は、エコツアー実施団体が実施するツアーがルールに適合しているかを定期的にチェックするとともに、必要に応じて改善指導する。

5) ルールの見直し

各ルールの妥当性や実効性に関しては協議会において定期的に点検し、関係者や地域住民の要請、自然環境の状況等に応じて随時かつ柔軟に見直すものとする。

2. ガイダンス及びプログラム

(1) 基本的な考え方と実施エリア

エコツーリズムは自然環境や地域文化を大切にしながら、観光を楽しみ、同時に環境保全や地域経済の活性化に貢献する持続可能な観光（自然や文化を守りながら未来へつなぐ観光）の形態である。

本市においては、これまでの「ツル」と「武家屋敷」という伝統的な観光資源を大切にしつつ、自然、歴史文化、そして地域住民の生活と結びついた幅広い観光資源を活用し、地域と観光客双方にとって意義のある内容を育てていくことを目標として取り組む。

そのため、各種エコツアープログラムの実施範囲は市内全域とする。

(2) 主なガイダンス及びプログラムの内容

本市において既に実施されているツアー・プログラム及び今後エコツーリズムの推進に伴い実施が検討されるものとして以下が挙げられる。

1) 出水ならではの自然環境や歴史文化の魅力を引き出し、活用するツアー

①豊かで貴重な自然資源、歴史的なまち並み、貴重な歴史文化資源の魅力を引き出し、専門性を有するガイドが、地域が守り育ててきた努力やストーリーを交えながら、ツアー参加者に伝え、楽しく、学びつつ自然保護や文化理解を深めるツアーを実施する。

【ツアー・プログラム例】出水のツルをはじめとするバードウォッチング、出水麓の武家屋敷や薩摩藩関連史跡等に関するまち歩き、周辺の山や九州オルレ出水コース等を活用した登山・ハイキング等

②観光関係事業者のみならず、自然資源、歴史文化資源を守り育てる地域の事業者等と連携し、地域資源（地場産品、食事、宿泊、交通等）の活用を図り、地域振興や観光振興につながるツアーを実施する。

【ツアー・プログラム例】牛車体験、農業体験、漁業体験、郷土料理体験等

2) ツルと人との共生の取り組みについて学ぶツアー

出水のツルと人との共生は、保護区となる水田の借り上げ、周辺農地やノリ養殖における食害対策、鳥インフルエンザや違法駐車への対策など、特に農林水産業関係者の理解と協力によって成り立っているだけでなく、早朝からのツル観察センターの開館・運営、傷病鳥の見回り・保護等、ツルの観察や保護管理にも多数の人々や関係団体等が関わることで成り立っている。

このような取り組み全般又はその一部について学ぶツアーを実施する。

【ツアー・プログラム例】出水のツルと人との共生を支える取り組みと人々について学ぶ

3) 自然環境と共存する出水のライフスタイルを共感するツアー（農泊等）

農泊に代表される実体験型ツアーにより、地域の暮らしの中で、自然資源や歴史資源に最も近い場所で、「観る」だけでなく、「守り育てる」や「地域生活への配慮」を実体験する内容を組み込んだツアーを実施する。

【ツアー・プログラム例】農泊・民泊と連携した農業体験、漁業体験、郷土料理体験等

4) 出水のライフスタイルを次世代につなぐツアー

出水市立の学校では郷土「いずみ」の自然や歴史、文化、伝統に触れる教育活動を推進している。また郷土「いずみ」を代表するツルについて深く学ぶ「いずみツルガイド博士」検定にも多くの児童・生徒が挑

戦し「ツルと共に生きる」を子どもの頃から体感・共感を促していく取り組みを行っている。これらに加え、歴史文化資源や平和学習に関する資源等についても、学習や体験の場としてのツアー・プログラムをより発展させる。また、市外の子ども達も対象として、夏休み等を利用した短期留学的なツアーを実施する。

【ツアー・プログラム例】ツルとの共存に関するスタディ・ツアー、平和学習等

5) 出水の自然、人、歴史や産業等のつながりを体感するツアー

出水の主要観光資源であるツルの越冬地は、周囲の山々が作り出した扇状地、そして外城として栄えた出水麓の武家屋敷群、そこに暮らす人々のための食料供給源としての干拓地、ツルを愛する地域住民などの要素が関わり合って維持されて、ラムサール湿地の登録に至ったと考えられる。

このような一見、独立して存在している資源同士の関わりを解き明かし、そのストーリーを伝えるツアーを実施する。

【ツアー・プログラム例】ツルの越冬地と武家屋敷、干拓地がつながるツアー、出水の山々と扇状地、作物がつながるツアー等

(3) プログラムの実施主体

すでに各種団体が活動しており、主な主体は以下のとおりである。今後それぞれの団体の発展はもとより、多様な活動団体の参入等も望まれる。

名称	活動内容
いずみ観光牛車会	出水麓武家屋敷群を牛車に乗ってゆっくり観光する遊覧ツアーを実施。
出水市平和学習ガイドの会	地元中学校や個人向けに等に平和学習プログラムを実施。
出水麓街なみ保存会	着物着付け体験、お茶体験、甲冑体験などを提供。
いずみ民泊体験推進協議会	農家民泊だけでなく、一般的な民泊でも農業体験等を提供。その他、漁業体験、浜遊び、鹿ナイトウォッチング等も提供。
株式会社リタ	出水麓武家屋敷群と本町通り商店街をフィールドとしたまちあるきガイドツアーを実施。
エコツアーガイド IZUMI	出水市主催のエコツーリズムガイド養成講座を修了した受講生が中心となり、令和3(2021)年に「出水ツルの越冬地」がラムサール条約湿地に登録されたことを機に、地域を盛り上げるため設立された組織。

3. モニタリング及び評価

(1) モニタリングの対象と方法

市内の観光資源に関しては、「出水ツルの越冬地」がラムサール条約湿地として、また出水麓武家屋敷群が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されるなどの保全が図られているが、これらの資源だけでなく本市に存在する自然や歴史文化に関わる資源の状態をできるだけ幅広く把握するために、エコツアーの対象となる資源に関するモニタリングの対象と方法を定める。

モニタリングの主な対象は以下のとおりとする。

- 1) 資源の状態(自然環境、歴史文化等、エコツアーで活用している資源全般)
- 2) 利用状況
- 3) その他

現在行われている各種モニタリングは以下の通りである

内容	概要	実施頻度	実施主体
資源の状況	・ 出水ツルの越冬地におけるツルの種類と羽数のカウント	毎年	ツルクラブ、鹿児島県ツル保護会、ボランティア
	・ 干潟の学校: 東干拓の干潟における生物調査 ・ 田んぼの学校: 荒崎地区の田んぼにおける生物調査	毎年	クレインパークいずみ
利用状況	・ 出水ツルの越冬地への来訪者数、協力金受領状況等	毎年	出水ツルの越冬地生物多様性協議会
	・ 観光の状況(観光基本計画の目標指標) 延べ宿泊者数、外国人延べ宿泊者数、観光入込客数、来訪者リピート意向	毎年	出水市、市内事業者、鹿児島県

上記に加えて、本構想においては主としてエコツアー実施団体による簡易モニタリング(簡便かつ継続可能な手法による各種資源の状況や利用状況把握)を行うこととする。具体的には、各エコツアー実施団体はツアー実施時など日頃から普段活用している資源の状況、利用状況、その他の変化に注意を払い、以下のような事象が見られた場合には協議会、及び必要に応じて資源や施設等の管理者に報告するものとする(報告方法・様式は任意)。

1) 資源の状態

(例) 動植物の生息数や目撃数等の通常とは異なる変化、野鳥の生息状況の異状や死亡個体の発見、外来生物の侵入、ゴミのポイ捨て、建造物の汚損・破損等

2) 利用状況

(例) 利用マナーに関する問題、ツアー参加者や一般観光客等からの要望・クレーム、交通問題の発生、公衆トイレ等利用施設の故障等

3) その他

(例) 住民の生活環境に対する影響、住民からの要望等

(2) モニタリングに当たっての各主体の役割

エコツーリズムに関する各種の情報については、以下のような役割分担を持って取り組むものとする。

主体	役割
出水市エコツーリズム推進協議会	・ モニタリング情報のとりまとめ、総会等における情報共有 ・ 一次的な結果の評価及び専門家等への評価依頼の検討
行政機関	・ 収集したデータの協議会への提供 ・ 必要に応じて、詳細な調査や保全措置の実施
専門家や研究者	・ 協議会等の依頼によるモニタリング結果の評価、対策の検討
エコツアー実施団体	・ 日頃からのフィールドにおける資源の状態、利用状況、その他の変化や異状(各種施設の破損)の把握、報告、情報共有
協議会関係団体	・ それぞれの活動内容に応じたモニタリングへの協力、知見の提供等

(3) 評価の方法

モニタリングの報告事項については、協議会において集約した情報を構成員に共有し、協議会の場にて専門家や研究者を交えて評価を行う。評価の視点は以下の3点である。

- ① 資源の状況、利用環境について変化が生じている可能性について
- ② 上記について、エコツアーを含む各種ツアーの実施が資源に影響を与えている可能性について
- ③ 上記に係る分野の専門家や研究者による調査・対策検討の必要性について

(4) 専門家や研究者などの関与の方法

協議会において、専門家や研究者に対して評価等の依頼を行うことが必要と判断された場合に情報を提供して評価・対策の検討を依頼する。

(5) モニタリング及び評価の結果の反映方法

モニタリングの評価と対策の検討の結果に応じて以下のような対応を基本としつつ、内容に応じて柔軟に対応するものとする。

内容	反映の方法
ツアー内容の改善により対応できるもの	協議会よりエコツアー実施団体に改善に関する助言を行う
ルールの変更・新設が必要なもの	協議会において議論し、ルールを新設・変更する
特定自然観光資源の指定が必要なもの	必要に応じて協議会において指定に関する議論・検討を進め、緊急性によっては本構想の点検時又は随時指定する
一般観光客への周知や施設管理団体の対応など、個別の担当機関・団体による対応が必要なもの	協議会より担当機関等へ対応を依頼する

4. その他

(1) 主な情報提供の方法

本市のエコツーリズムの取り組みやその意義、実施しているエコツアーの内容やその魅力について、発信対象に応じて以下のような手法による情報提供に取り組む。

対象	手法	主体
市民	・市の広報誌、ウェブサイトでの情報提供、勉強会の実施、市民向けモニターツアーの実施	出水市、協議会、各エコツアー実施団体
観光客・観光関係者	・協議会関係機関やエコツアー実施団体のウェブサイト ・クレインパーク等での展示、各所におけるパンフレット、チラシ等の配布	出水市、協議会、各エコツアー実施団体
マスメディア	・新聞やテレビ・ラジオ局へのプレスリリースなど ・メディア向けモニターツアーの実施	出水市、協議会、各エコツアー実施団体

(2) エコツーリズムガイドなどの育成又は研鑽の方法

ガイドの質(安全管理、専門性、接客・解説等のスキル)は、適切なエコツアーの実施やエコツアー参加者の満足度への影響はもとより本市の魅力発信や資源の保全(モニタリング)においても非常に重要である。

ガイドが発展するためには、地域特性を生かしたストーリーテリングや異分野との連携、実践的な研修等によりガイドの質を向上させ地域全体の観光価値を高めることが重要である。そのため協議会や関係機関では以下の方法によりガイドなどの育成・研鑽を行うものとする。

1) エコツーリズムを踏まえたガイド養成・研鑽講座の実施

出水市では市が主催してエコツーリズムガイド養成講座を開催し、人材育成を進めてきたが、2025年度からは発展的な取り組みとして「出水市公認観光ガイド認定制度」を施行した(初回は市内の9つのガイド団体と31名を認定)。

今後も、ガイドとしての専門性や安全管理などのスキルを習得・実践できる養成講座を市が中心となり開催するとともに研鑽にも取り組み、各ツアー実施団体の取り組みも支援する。

2) 地域住民等を対象としたエコツーリズムに関する講座やモニターツアーの実施

市民を対象にしたエコツーリズムに関する勉強会の開催やモニターツアーの実施などの取り組みによりエコツーリズムに興味・関心を持つ人々を増やし、エコツーリズム推進における地域の裾野を広げる。

3) 住民参加の推進と連携

エコツアー実施団体は地域住民のエコツアー参加を促す具体的な取り組み(地域住民向けの特別な日程や料金での開催など)も検討する。

また、将来の地域の主役となる子どもたちに向け、学校教育現場におけるエコツアー参加など理解を促進するための取り組みについても検討・実施を働きかける。

(3) 協議会関係者以外のエコツアー実施団体、新規参入事業者への対応

協議会に参画していないエコツアー実施団体や新規参入事業者に対しては、協議会や関係者より本構想の趣旨やルールなどに関する情報提供を行い、本市のエコツーリズムの趣旨に沿った活動となるよう依頼する。また、必要に応じて協議会のメンバーとしての参画についても検討する。

(4) ツアー実施団体等の関係者に対する積極的な意見収集

協議会はエコツアー実施団体をはじめとする関係者からエコツーリズムの推進に関する意見や提案を積極的に収集し、エコツーリズムの推進状況の確認、現状や課題、対策等に関する関係者間の情報共有や議論を通じたエコツーリズムの推進を図る。

第4章 自然観光資源の保護・育成

1. 特定自然観光資源

今回のエコツーリズム推進全体構想においては、特定自然観光資源は指定しないものとする。ただし、今後その必要性について議論が生じた場合には、協議会において協議する。

2. その他の観光資源

(1) 自然観光資源の保護及び育成の方法

1) モニタリング及び評価を反映した改善

自然観光資源や歴史・文化資源等の保全及び育成の方法については、モニタリング及び評価によって状況を把握し、協議会の議論の結果に基づき、各主体と改善に向けた調整を行う。

2) エコツーリズムを通じた自然観光資源の保全・再生活動の促進

エコツーリズムの理念に基づき、主に環境教育の視点から自然観光資源の保全や再生を主眼としたエコツアーの開発・実施を推進する(第6章「1. 環境教育の場としての活用と普及啓発」参照)。

3) 農林水産業の振興

農林水産業は、地域の自然環境の保全にも大きな役割を果たしていることから、農林水産物の活用や農林水産業の体験、特産品の活用や購入を通じて農林水産業の振興に貢献するエコツーリズム・エコツアーを実施する(第6章「3. 農林水産業や土地の所有者等との連携及び調和」参照)

4) 民間事業者と連携した自然観光資源の保全・育成活動

自然観光資源の保全・育成に当たって、前述の環境教育の視点からのエコツアーの開発・実施だけでなく、民間企業におけるCSR(Corporate Social Responsibility、企業の社会的責任)活動、レクリエーション活動との連携も検討する。

(2) 自然観光資源等に関する主な法令及び計画など

区分	名称	所管機関
条約	ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)	国際自然保護連合(IUCN)
法令等	自然公園法	環境省
	鳥獣保護管理法(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)	
	種の保存法(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)	
	外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)	
	河川法	国土交通省
	森林法	農林水産省(林野庁)
	国有林野の管理経営に関する法律	
	文化財保護法	文部科学省(文化庁)
	県立自然公園条例	鹿児島県
	鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例	
	指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例	
	鹿児島県文化財保護条例	出水市
	出水市文化財保護条例	
	出水市伝統的建造物群保存地区保存条例	
出水市景観条例		
計画等	第二次出水市総合計画(平成30年度～平成39年度)	出水市
	出水市観光基本計画(令和6年度～令和10年度)	
	出水市ラムサール条約湿地保全・利活用計画	
	出水市景観計画(令和4年3月改定)	

第5章 協議会の参加主体

本市におけるエコツーリズムは、関係主体によって構成された「出水市エコツーリズム推進協議会」及びツアーやプログラムなどを実施する団体が中心となった作業部会での議論を踏まえて推進するものとする。

■出水市エコツーリズム推進協議会

名称	主な役割や活動内容
出水市	エコツアー関連事業の実施、事務局、関係者・関係機関との連絡調整等
(一社)出水市観光特産品協会	観光振興・観光地域づくり、関係者との連絡調整、関係分野からの助言等
いずみ民泊体験推進協議会	エコツアー・環境保全活動の企画・実施、モニタリング、関係分野からの提案・助言等
エコツアーガイドIZUMI	
高尾野川をきれいにする会	
鹿児島県ツル保護会	
出水商工会議所	商工業・地域経済の活性化、関係者との連絡調整、関係分野からの提案・助言等
鶴の町商工会	
出水干拓東土地改良区	農業用施設の維持管理、関係者との連絡調整、関係分野からの提案・助言等
出水平野土地改良区	

・役員名簿

役職名	氏名
会長	出水市長 椎木 伸一
副会長	エコツアーガイドIZUMI 会長 大内山 裕
監事	出水商工会議所 事務局長 丸畑 尚人
監事	鶴の町商工会 事務局長 竹之内 伸一

・オブザーバー(所管する分野・制度の観点からの助言等)

名称
環境省九州地方環境事務所
環境省九州地方環境事務所出水自然保護官事務所
鹿児島県教育庁文化財課
鹿児島県自然保護課
鹿児島県PR観光課
出水市教育委員会

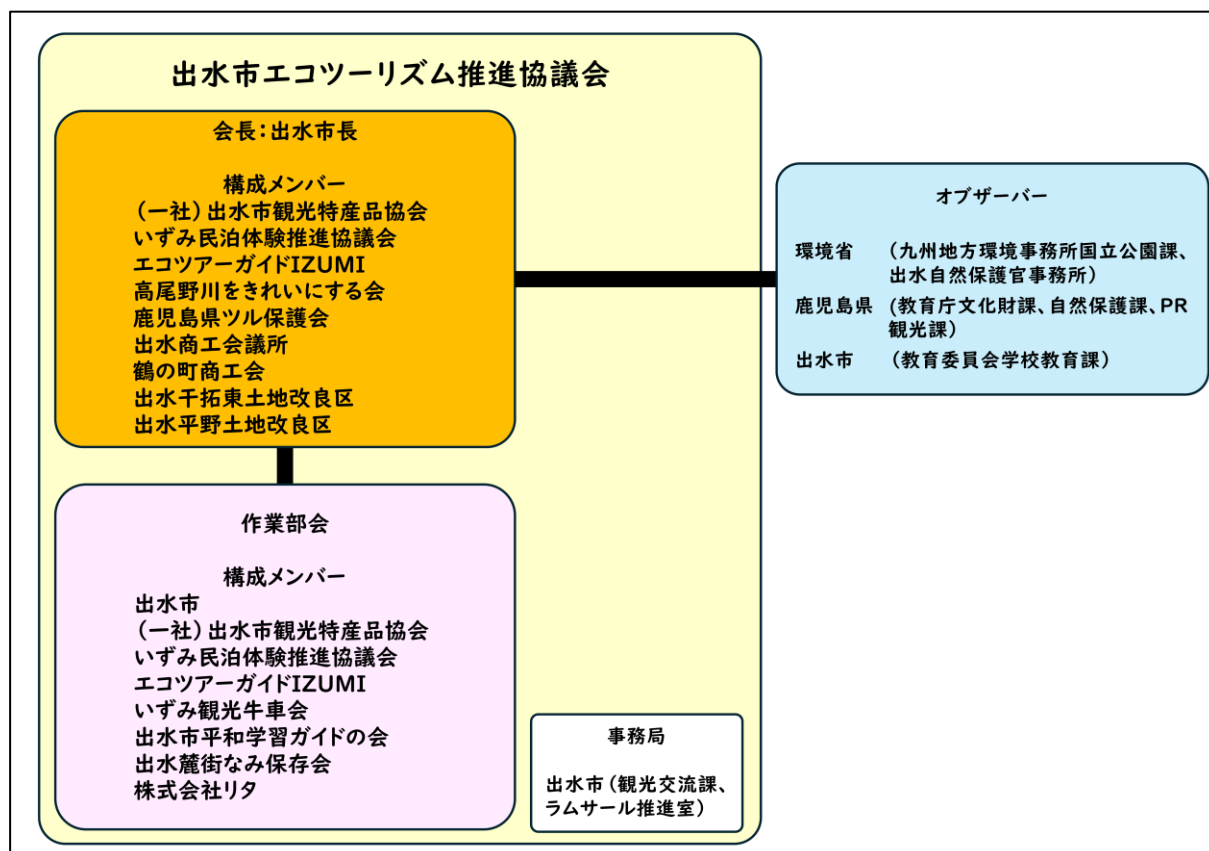
・事務局

名称
出水市商工観光部観光交流課
出水市商工観光部ツル博物館ラムサール推進室

■作業部会（ツアーやプログラムなどを実施する団体）

名称	主な役割や活動内容	協議会員
出水市	事務局、行政、全般的な調整等	○
(一社)出水市観光特産品協会	出水市の観光事業の振興や特産品の販売促進を通じた観光地域づくり	○
いずみ民泊体験推進協議会	農泊体験や体験学習	○
エコツアーガイドIZUMI	ツルや野鳥の観察などのエコツアーを実施するほか、自然、歴史、文化など出水市固有の魅力を活かしたツアー提供をめざす	○
いずみ観光牛車会	出水武家屋敷群で観光牛車を運航し、武家屋敷の歴史的背景の解説などを通して地域の活性化を図る	
出水市平和学習ガイドの会	出水市に残る戦争遺跡や体験者の話の紹介や戦争の歴史を伝えることで、戦争体験者から受け継いだ思いを次の世代につなげる活動を行っている	
出水麓街なみ保存会	出水麓地区の会員で構成され、武家屋敷の管理や案内などの活動を通して出水の歴史・文化を広く全国に情報発信する	
株式会社リタ	古民家再生事業を基軸としたまちづくり事業等により地域活性化をめざす	

出水市エコツーリズムの推進体制図



第6章 その他エコツーリズムの推進に必要な事項

1. 環境教育の場としての活用と普及啓発

環境教育は、環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境の保全に配慮した持続可能な社会を実現するために必要な教育であり、本市においてもツルクラブをはじめ市内の小中学生を対象としたいずみツルガイド博士、ラムサールレンジャー、高等学校における学習、クレインパークいずみにおける「田んぼの学校」など様々な環境教育活動が行われている。

○ツルクラブ

出水ツルの越冬地では地元の生徒たちが「ツルクラブ」を結成し、鹿児島県ツル保護会と地域のボランティアとともに、ツルの羽数調査を毎年実施している。

○いずみツルガイド博士

市内すべての小中学校において、ツルや郷土の自然環境に関する学習を行っており、平成 22 (2010) 年度から「いずみツルガイド博士」検定を実施している。

エコツーリズムの理念に基づいて行われる各種エコツアーでは、知識の提供だけでなく、自然や環境とのつながりを実感できる体験を通じて自然や環境全般に対する感性やその恵みを大切に思う心を育てることに貢献するものであることが望ましい。このようなエコツーリズムを推進するに当たっては、以下の点についてエコツアー実施団体間で認識を共有しつつ、具体的な取り組みは対象者、時期、内容を検討しながら進めるものとする。

①エコツアー事業者自身が環境問題についての理解を深める

ガイド自身が環境問題に対する正しい理解をしていなければ、参加者の学びを提供することはできない。ガイド団体やガイドは常に環境問題に対する学びを深めるとともに、協議会においても学びの機会を提供するよう努める。

②体験を通じた自然や環境への理解を深める機会を提供する

参加者の理解は、知識だけを伝えるだけでなく、五感を通じた体験等を通じて伝えることで理解が深まる。ガイド団体やガイドはそのような体験を提供するよう努める。

③参加者に環境問題について考える機会を提供する

体験や知識を伝える前に、参加者が環境問題について考えるきっかけを提供することで、より深い学びが提供できることから、ガイド団体やガイドはそのような機会を提供するよう努める。

④環境への負荷が少ないエコツアーの企画実施及び普及啓発

エコツアーの実施においては、ガイド団体及びガイドはマイボトルを利用するなど発生するゴミをできるだけ減らす、地域産の食材等を使う、公共交通機関を使用するなど環境への負荷が少ない方法を選択し、必要に応じてその内容や意義について参加者にも紹介する。

⑤子どもたちへの環境教育の推進

関係機関は、それぞれの立場や取り組み内容に関する環境教育の内容とその実施の機会を積極的に

検討する。

⑥地域住民の企画段階からの参加促進、運営への関与

エコツアーの企画・運営においてはツアー中における環境負荷の少ない地域産品などを活用することを重視する。また、その選定などに関しては地域住民の方々に積極的に参加・協力いただくことで地域のエコツーリズムに対する理解を深め、より持続的な社会の構築に貢献する。

2. 他の計画等との関係及び整合

エコツーリズムの推進に当たっては、p39 に挙げた自然観光資源に関する主な法令のほか、以下に示す関係法令や計画等との整合性を図りながら実施する。

区分	名称	所管機関
法令等	旅行業法	国土交通省(観光庁)
	道路交通法	国土交通省
	道路運送法	国土交通省
	食品衛生法	厚生労働省
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)	厚生労働省
計画等	第二次出水市総合計画	出水市
	出水市観光基本計画	出水市

3. 農林水産業や土地の所有者等との連携及び調和

出水ツルと人との共生に当たっては、保護区の借り上げのみならず、食害対策、鳥インフルエンザ対策、違法駐車対策などにおいて農家、養鶏業、鶏卵産業、ノリ養殖業をはじめとする多岐にわたる農林水産業関係者の理解と協力により成り立っている。取り組みの概要を以下に掲載する(クレインパークいずみウェブサイト内「ツルと人との共生をめざして」より一部改変して引用)。

<p>■保護区の借り上げ</p> <p>ツルの保護区域として荒崎及び出水干拓東工区の水田を農家から借上げ104ヘクタールの保護区域を2箇所に設置しています。</p> <p>■保護区の準備</p> <p>保護区の周りには、遮光ネットや防風ネットを張りツルが安心して過ごせるようにしています。また、田んぼの一部に水を引き入れツルのねぐらとします。</p> <p>この水田は、夏の間、稲が栽培されているため雑草で荒れることがなく、良好なねぐらを作ることができます。また、9月頃に収穫できる早期米を栽培してあるところもあり、ツルが渡来するころには、刈り取った稲株から二番穂と呼ばれる稲が実ります。</p> <p>これが、出水平野に来たばかりのツルにとっては、餌となります。</p> <p>■給餌</p> <p>ツルによる農作物の被害を防止するための対策のひとつです。11月から3月までツルに給餌を行います。ピークとなる12月から1月までは毎朝小麦を保護区内にまきます。</p>

■農作物の被害対策

出水市内の農家に防鳥糸、赤銀テープ、杭を支給し、作物を栽培してある農地に設置します。

■カモ追い払い

出水平野には、ツルの給餌に呼応するようにたくさんのカモも渡来してきます。

保護区域近くで養殖されている海苔が被害にあわないように、海苔養殖場を漁船で回りカモを追い払っています。

■ツルの死亡原因調査、車両の消毒

出水平野に渡来しているツルが鳥インフルエンザウイルス、細菌等に感染していないか確認するために、ツルの死亡原因調査を行っています。また、越冬地である干拓地を出入りする自動車の消毒も行っています。

■保護区域の復旧

ツルは、給餌した小麦等の他に長くちばしてあぜなどをつつきながら土の中にいる虫や草の根などを食べます。そのため保護区域内の田んぼのあぜや農道などは、すっかり壊されてしまいます。

また、たくさんツルに踏み固められた田んぼの土は、そのままでは耕作することはできません。

そこで、ツルがシベリア方面へ帰った3月の下旬頃、農家から借上げた田んぼの復旧を行います。

地域の農林水産業は、出水市の発展及び自然環境の維持にも大きな役割を果たしたが、社会経済構造の変化から担い手が減少し、管理の行き届かない農林地の増加やシカやイノシシなどによる獣害の増加なども見られる状況である。

エコツアーの実施に当たっては、地域の自然環境が生み出した食材や特産品の活用が推奨されることはもちろん、それらを生産する農林地や漁業等の現場を見学又は作業等を農林水産業者や土地所有者と連携して実施することは参加者の満足度や学びを深め、地域と農林水産業の価値を高める上でも大変望ましいと考えられる。本市においては、すでにツルの渡来に関しては農業関係者や養鶏業等関係者の多大なる協力を受けているところであるが、他には以下のような取り組みも検討される。

①地域の農林水産物を活用した食事の提供や料理体験、直販所への立ち寄り

米や柑橘類、鶏や卵、ノリなどの海産物などといった本市ならではの農林水産物を活用した料理や料理体験は農泊等でも提供されており、さらなる展開が望まれる。また直販所等への立ち寄りは地域の特産品理解にも役立つとともに購入にもつながることからツアー中での立ち寄り等が望ましい。

②生物多様性の保全に関する取り組み

農林水産業の健全な発展においては生物多様性の保全は重要である一方、シカやイノシシ等による被害なども発生していることから、これらの保全や対策と農林水産業等に関する取り組みなどが考えられる（ジビエの活用等）。また本市ではメリケントキソウやミシシippアカミミガメ等の外来生物による被害や問題が発生しているが、農林水産業への影響を及ぼすような外来種の侵入や増加が認められた場合は、それらを駆除する活動等を通じて生物多様性について考える機会を提供することも検討される。

③遊休農地や施設等を活用したエコツアー

本市内においても一部に遊休農地や施設等が見られるが、これらを有効に活用する取り組みも今後の検討課題である。

以上のような既存の取り組みや検討されているものがある一方、それらの取り組みが農林水産業者や

土地所有者との間に軋轢を生み出しては本末転倒である。そのためエコツーリズムの推進及びエコツアーの実施に当たっては、エコツアー実施団体は農林水産業者や土地所有者との間で内容や立ち入り範囲等に関する十分な調整と合意を踏まえたうえで実施するよう留意するものとする。

特にツルの渡来に関しては、地域の農業関係者の協力無しには成り立たないことから、現状においても利用調整等の取り組みが行われているが、今後もよりよい方法を模索していくこととする。

4. 地域の生活や習わしへの配慮

エコツーリズム推進地域は、市全域を対象としており、実施される多くのエコツアーが市民の日常生活の場と重複することが想定される。そのため、日頃から地域住民や関係団体等にエコツーリズムの理念やエコツアーの内容等に関する情報提供や必要に応じて住民向けのエコツアーを実施して理解を得ることを進める。

また地域住民の生活や伝統文化、生活文化に悪影響を及ぼすことのないように、エコツアーの実施に当たっては設定したルール(p29) 遵守を徹底する。

5. 安全管理

エコツアーの多くは屋外で実施されるが、その場所は自然豊かなエリアから車両等も通行する市街地なども含まれることから、様々な視点からエコツアー参加者やエコツアー事業者の安全を確保することが非常に重要である。そのため気象など自然環境の変化や参加者の病気・怪我、人為的リスクをあらかじめ想定し、対応策を講じておくものとし、ルールとして設定する(p29)。

エコツアーの実施者は、これらのルールを遵守するとともに、万が一の災害等へ備え平時より準備を進めるものとする。

6. 全体構想の公表

全体構想の作成、変更・廃止を行ったときは、「広報いずみ」及び出水市ウェブサイト等を通じて広く周知し、内容についてもウェブサイトや市役所での閲覧等ができるようにし広く公開する。

7. 全体構想の見直し

全体構想は、推進協議会において毎年度進捗状況について評価を行い、おおむね5年ごとに見直しを行う。ただし、評価の結果、早急に見直すことが必要と判断された場合には、適宜見直しを行う。

付録

1. 自然観光資源等一覧及び自然観光資源等位置図

(1) 地域内に広く存在する資源(位置の特定が難しいもの等)

区分	細区分	個別の名称
自然環境に係る観光資源	動植物の生息・生育地	出水ツルの越冬地、哺乳類、昆虫類、魚類等水生生物、植生
自然環境と密接な関連を有する風俗慣習や伝統的な生活文化に係る観光資源	伝統・地場産業	ツルに配慮した稲作、伝統的なクマエビ漁、ノリの養殖
	伝統的な季節行事	鬼火焚き、十五夜綱引き、六月灯
歴史・文化に係る観光資源	郷土芸能・伝統芸能	各種演舞
	戦争遺跡	各種戦争遺跡
	地域資源を活用した行事	いずみマチ・テラス
その他の観光資源	農泊	
	焼酎蔵	

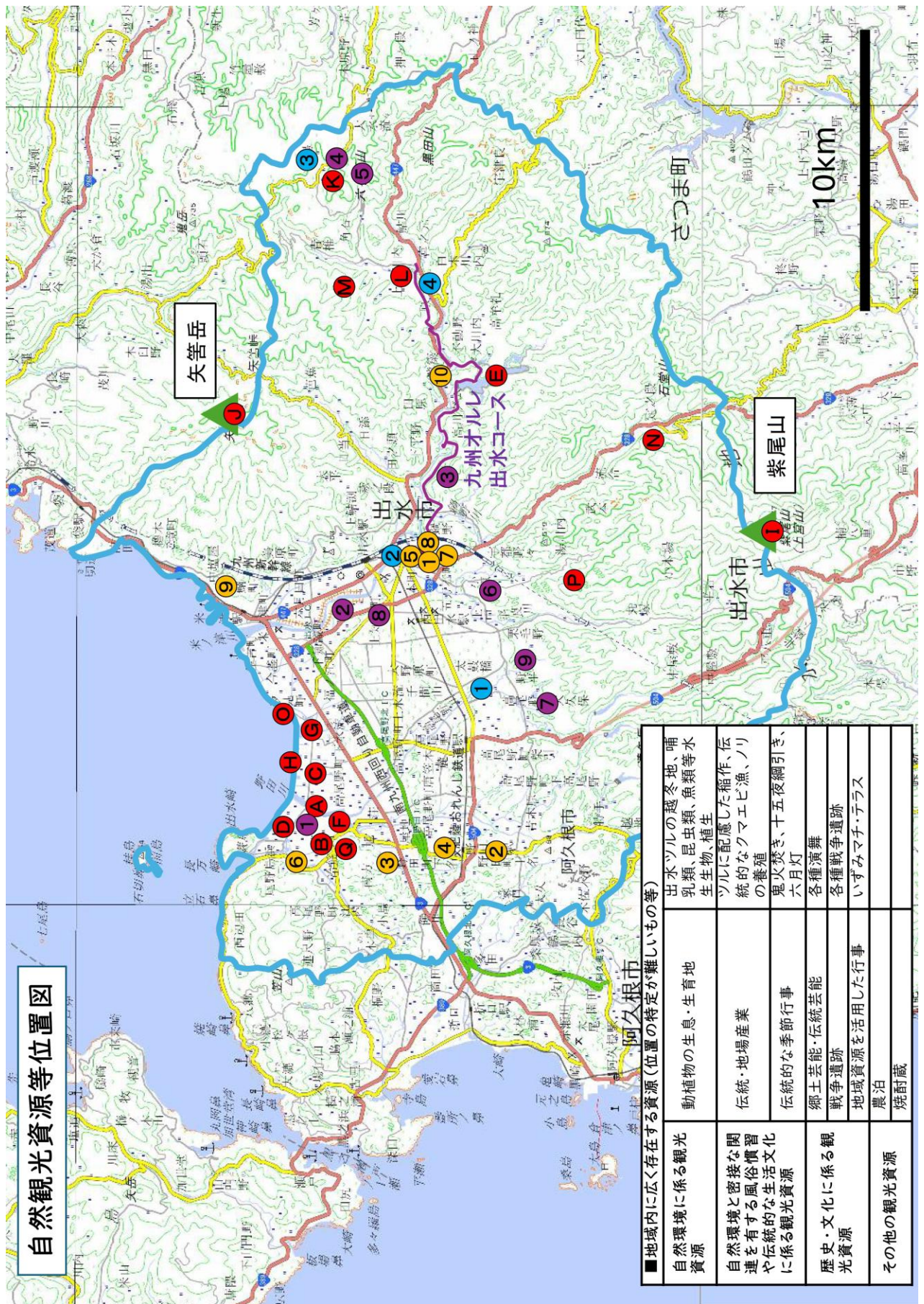
(2) 自然観光資源等一覧

区分	細区分	個別の名称	地図上のマーク
自然環境に係る観光資源	動植物の生息地・生育地	出水ツルの越冬地 (ラムサール条約登録湿地)	Ⓐ
		野鳥生息地(荒崎地区)	Ⓑ
		野鳥生息地(東干拓地)	Ⓒ
		野鳥生息地(西干拓地)	Ⓓ
		高川鳥獣保護区	Ⓔ
		干潟(高尾野川)	Ⓕ
		干潟(蛇淵川等の河口)	Ⓖ
		干潟(東干拓)	Ⓗ
	植生	柴尾山系	Ⓙ
		矢筈岳	Ⓚ
		上場高原一帯	Ⓛ
	地形・地質	紫尾山	Ⓜ再掲
		矢筈岳	Ⓨ再掲
	滝	轟滝	Ⓛ
		轟脇の滝	Ⓜ
		紫尾の滝	Ⓨ
	八代の自然海岸	福ノ江海岸	ⓐ
	温泉	湯川内温泉	ⓑ
	自然景観	荒崎展望公園	Ⓒ
	自然環境と密接な関連を有する風俗慣習や伝統的な生活文化に係る観光資源	鮎漁	高尾野川
米ノ津川			②
紙漉き		大川地区	③
お茶づくり		大川地区	④

区分	細区分	個別の名称	地図上のマーク
歴史・文化に係る観光資源	歴史的建造物等	出水麓伝統的建造物群保存地区 (出水麓歴史館、竹添邸、税所邸)	①
		野田郷武家屋敷	②
		木牟礼城跡	③
		感応寺(感応禅寺)	④
		日本一のお地蔵さん	⑤
		荒崎新地の石造干拓施設群 (地図上の箇所は島津樋門跡)	⑥
		城山(亀ヶ城、花見ヶ城)	⑦
		出水御飯屋門	⑧
		野間の関跡	⑨
		鷺築橋	⑩

(3) その他の観光資源

名称・所在地	地図上のマーク
ツル観察センター(出水市荘 2478-4)	①
クレインパークいずみ(出水市文化町 1000)	②
九州オルレ出水コース	③
上場(うわば)高原(コスモス園)(出水市上大川内 2648-4)	④
東雲の里(出水市上大川内 2881)	⑤
青年の家(出水市武本 1044)	⑥
高野山(たかのやま)公園キャンプ場(出水市高尾野町大久保 5008-17)	⑦
日本一の大鈴(出水市上知識町 46)	⑧
みかん狩り(出水市高尾野町大久保 5912)	⑨



自然観光資源等位置図

■ 地域内に広く存在する資源(位置が難しいもの等)	
自然環境に係る観光資源	出水ソルの越冬地、哺乳類、昆虫類、魚類等水生生物、植生
自然環境と密接な関連を有する風俗慣習や伝統的な生活文化に係る観光資源	ソルに配慮した稲作、伝統的なクマエビ漁、ノリの養殖
歴史・文化に係る観光資源	鬼火焚き、十五夜綱引き、六月灯
その他の観光資源	各種演舞 各種戦争遺跡 いずみマチ・テラス

自然観光資源等位置図

2. 適正な保全と利用のためのルール チェックリスト

(1) エコツアー実施団体向けルール

ルールの種類	内容	チェック欄
自然環境の保全	■野生動植物の観察等による生息・生育への影響を最小限にする(観察方法の配慮、餌付け等の自粛)。	
	■希少な動植物の生息・生育情報は原則として公開しない。	
	■ツルの渡来時期においては利用調整の内容にしたがってツアーを行う。	
	■野生動植物を持ち帰らない。	
	■できるだけゴミを出さない。発生したゴミは持ち帰る。	
	■外来動植物を持ち込まない。	
文化的環境の保全	■ツアーは建造物の所有者・管理者等の了解を得て行う。	
	■建造物等への落書きなど損傷を与える行為をしない。	
ツアー参加者の安全性の確保	■ツアーのフィールドに関しては定期的の下見を行い、危険箇所等(地形、危険生物、交通混雑箇所、ハザードマップ等)を把握し、安全対策を講じる。	
	■上記について、ツアー前及びツアー中に参加者に適宜注意喚起を行う。	
	■ツアー参加者の健康状態を確認する。	
	■ツアーの難易度・服装・準備物を参加者に周知する。	
	■ツアー実施団体ごとにツアー催行前及び催行中の中止基準を設定する(津波注意報・警報、気象に関する早期注意情報や各種警報、雨量等)。	
	■ツアーにおける適正な定員を設定する。	
	■緊急時の対応マニュアル(連絡先、対応法)を整備し組織内、スタッフ間で共有する。	
	■救急用品を準備し素早く使えるように整理する。	
	■救急救命講習等の緊急時の対応については定期的な講習を受講してスキルを維持する。	
	■ツアーの内容に応じて適切な保険(傷害保険、賠償責任保険等)に加入する。	
■危険箇所等を発見した場合は、協議会事務局等の関係機関に連絡する。		
ツアーの質の維持・向上	■エコツーリズムの理念及び本構想の内容を把握する。	
	■ツアー参加者等に対してホスピタリティーのある接客を提供する。	
	■ツアー参加者等の満足度をアンケート等により把握し改善する。	
その他	■地域住民・生活環境への迷惑行為、農業等に迷惑となる行為、私有地への立ち入りや騒音等の迷惑行為は行わない。	

(2) 一般観光客向けルール

内容	チェック欄
■野鳥などの野生動植物の観察では生息・生育に影響を及ぼさないようにしましょう。	
■野生動植物は持ち帰らないようにしましょう。	
■発生したゴミは各自で持ち帰りましょう。	
■公衆トイレ等の施設は大切に使いましょう。	
■武家屋敷なども含めて多くの場所は人の生活する場も含まれています。また、農林漁業を妨げる行為や私有地への勝手な立ち入り、騒音など、地域で生活する人や働く人が困るような行為はやめましょう。	
■ツアーに参加する場合は、ガイドの指示に従ってください。	
※出水のツル渡来期に特に遵守をお願いするルール(自動車利用の場合)	
■指定のルートでツル観察センターに行ってください。	
■ツル観察センターで入域料(越冬地環境保全協力金)をお支払いいただき、入域証を受領してください。	
■鳥インフルエンザ対策のため、車両等の消毒にご協力ください。	
【東干拓へ行きツルを観察されたい方】	
■ツル観察センター内でレクチャーを受講してください(利用調整の目的や東干拓への通行方法などに関する内容です)。	